

平成二十二年総務省令第六十一号

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第六十条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第六十一条第七項及び第八項並びに日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第十条第四項、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項第三号及び第三項、第二十一条第一項第三号、第三項、第四項及び第七項、第二十二条第一項第三号及び第四項、第二十四条、第二十九条第二項、第三十一条第一項、第四十条、第六十四条第一項、第六十五条第一項、第七十四条第五項、第七十六条第四項、第八十二条第二項、第八十四条第三項、第八十五条第二項、第九十六条第二号並びに第四百四十八条の規定に基づき、日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則を次のとおり定める。

目次

第一章	投票人名簿
第二章	在外投票人名簿
第三章	投票所における投票
第四章	期日前投票及び不在者投票
第五章	在外投票
第六章	開票並びに国民投票会及び国民投票分会

第一章 投票人名簿

（投票人名簿の様式等）

第一条 投票人名簿（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号。以下「法」という。）第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製するものを除く。）は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

2 法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票人名簿は、当該投票人名簿に記録されている事項を記載した書類を別記第一号様式に準じて調製できなければならない。

3 磁気ディスクをもって調製する投票人名簿に記録されている全部の事項を記載した書類及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号。以下「令」という。）第十一条で読み替えて準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第十九条第一項に規定する投票人名簿記載書類は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

4 投票人名簿の抄本及び磁気ディスクをもって調製する投票人名簿に記録されている一部の事項を記載した書類は、別記第二号様式に準じて調製しなければならない。
（投票人名簿登録証明書の交付の申請等）

第二条 令第十条第一項の規定による投票人名簿登録証明書の交付の申請は、船員手帳若しくは船員であることを証する書面又は法第六十一条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書を添えて、文書でなければならない。

2 前項の申請の文書は、別記第三号様式に準じて作成しなければならない。

3 投票人名簿登録証明書は、別記第四号様式に準じて調製しなければならない。

4 令第十条第三項に規定する総務省令で定める場合は、投票人名簿登録証明書の交付を受けた者がその登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会から公職選挙法施行令第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けた場合とする。
（投票人名簿の抄本の閲覧の申出）

第三条 法第二十九条の二第二項第四号に規定する総務省令で定める事項は、同条第一項の規定による申出に係る投票人の氏名、住所その他の当該投票人を特定するに足りる事項とする。

2 法第二十九条の二第一項の規定による投票人名簿の抄本の閲覧の申出は、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項及び前項に定める事項（次項において「明らかにすべき事項」という。）を記載した文書でなければならない。

3 前項の規定によるほか、申出者は、市町村の選挙管理委員会から明らかにすべき事項を確認するために資料の提出を求められたときは、必要な資料を提出しなければならない。

4 閲覧者が投票人名簿の抄本を閲覧した書類であつては、次の各号に掲げるいずれかの書類を提示しなければならない。
一 国又は地方公共団体が交付した書類であつて、当該閲覧者の写真を貼り付けてあるもの

二 閲覧者が本人であることを確認するため、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便により当該閲覧者に対して文書で照会したその回答書及び市町村の選挙管理委員会が適当と認める書類

5 法第二十九条の二第二項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、投票人が本人又は当該投票人と同居している者について投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行う場合とする。

6 第二項の文書は、別記第五号様式に準じて作成しなければならない。

（投票人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

第三条の二 法第二十九条の三第六項に規定する総務省令で定める閲覧は、投票人が本人又は当該投票人と同居している者について投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2 法第二十九条の三第六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 閲覧の年月日

二 閲覧に係る投票人の範囲
(投票人名簿が磁気ディスクをもって調製されている場合に閲覧させる事項)

第三条の三 法第二十九条の二第一項の規定により投票人名簿に記録されている一部の事項を閲覧させる場合には、別記第二号様式に記載すべき事項とする。

第二章 在外投票人名簿

(在外投票人名簿の様式等)

第四条 在外投票人名簿(法第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製するものを除く。)は、別記第六号様式に準じて調製しなければならない。

2 法第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する在外投票人名簿は、当該在外投票人名簿に記録されている事項を記載した書類を別記第六号様式に準じて調製できるものでなければならない。

3 磁気ディスクをもって調製する在外投票人名簿に記録されている全部の事項を記載した書類及び令第三十二条第一項において準用する公職選挙法施行令第十九条第一項に規定する在外投票人名簿記載書類は、別記第六号様式に準じて調製しなければならない。

4 在外投票人名簿の抄本及び磁気ディスクをもって調製する在外投票人名簿に記録されている一部の事項を記載した書類は、別記第七号様式に準じて調製しなければならない。

(在外投票人名簿の抄本の閲覧等)

第五条 第三条及び第三十二条の規定は、在外投票人名簿について準用する。

2 前項において準用する第三条第二項の文書は、別記第八号様式に準じて作成しなければならない。

(在外投票人名簿が磁気ディスクをもって調製されている場合に閲覧させる事項)

第五条の二 法第四十二条の二において準用する法第二十九条の二第一項の規定により在外投票人名簿に記録されている一部の事項を閲覧させる場合には、別記第七号様式に記載すべき事項とする。

(在外投票人名簿登録申請書の様式等)

第六条 法第三十六条第一項の規定による在外投票人名簿の登録の申請書(以下この章において「在外投票人名簿登録申請書」という。)は、別記第九号様式に準じて作成しなければならない。

2 在外投票人名簿登録申請者は、法第三十七条第三項に規定する在外投票人証(以下「在外投票人証」という。)令第一百一条第二項に規定する投票用紙及び投票用封筒その他市町村の選挙管理委員会が交付する文書(第十三条第二項において「投票用紙等」という。)を国外における住所以外の場所(当該在外投票人名簿登録申請者に係る旅券法施行規則(令和四年外務省令第十号)第十五条の規定により提出された同規則別記第十二号様式による在留届(同条の規定により送信された同号様式に記載すべき事項に相当する情報を含む。以下単に「在留届」という。)に「在留地の緊急連絡先」として記載又は記録されている場所(第十二条第二項第二号及び第十四条第三項第二号において「在留地の緊急連絡先」という。)に限る。以下この章において「住所以外の送付先」という。)において受け取るうとする場合においては、在外投票人名簿登録申請書に当該住所以外の送付先を記載することができる。

(同居家族等を通じて行う旅券等の提示)

第七条 令第十五条第一項に規定する総務省令で定める者は、在外投票人名簿登録申請者に係る在留届に「氏名」又は「同居家族」として記載又は記録されている者で、当該在外投票人名簿登録申請者以外の者(日本国籍を有する者に限る。次項において「同居家族等」という。)とする。

2 在外投票人名簿登録申請者が、令第十五条第一項の規定により同居家族等を通じて旅券(旅券を紛失し、又は焼失したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合にあつては、当該在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であつて次条に定めるもの。次項において「旅券等」という。)を提示しようとする場合においては、当該在外投票人名簿登録申請者が署名をした別記第十号様式による申出書を領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)(法第三十六条第二項に規定する総務省令・外務省令で定める地域にあつては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者。第九条を除き、以下この章において同じ。)に提出しなければならない。

3 前項の規定により在外投票人名簿登録申請者の旅券等を提示した者は、領事官に対して自らの旅券を提示しなければならない。

(在外投票人名簿の登録の申請のときに提示する書類)

第八条 令第十五条第一項第一号に規定する総務省令で定める書類は、在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であつて、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。

一 日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した書類であつて、当該在外投票人名簿登録申請者の写真を貼り付けてあるもの

二 在外投票人名簿登録申請者がやむを得ない理由により旅券又は前号に掲げる書類を提示することができない場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか一のもの及びロに掲げる書類のいずれか二のもの。ただし、ロに掲げる書類の提示が困難な場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか二のもの

イ 前号に定めるもののほか、日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した書類(健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共的機関(外国の公共的機関を除く。)が交付した被保険者証、組合員証、年金証書等を含む。)

ロ 日本国又は居住国の政府又は地方公共団体外の者が交付した書類であつて、当該在外投票人名簿登録申請者の写真を貼り付けてあるもの

2 在外投票人名簿登録申請者が旅券又は前項各号に掲げる書類を提示することが困難であると認められる特別の事情がある場合においては、領事官は、これらの書類に代えて当該在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する資料として適当と認めるものの提示又は提出を求めることができる。

(住所を有することを証するに足りる文書の提示の特例)

第九条 令第十五条第一項に規定する総務省令で定めるときは、当該在外投票人名簿登録申請者が国外に居住開始日(国外に住所を有することとなつた日として法第三十六条第一項の規定による申請書に記載された日をいう。以下この条において同じ。)以前に到着した旨の旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第十六条の規定による届出が当該居住開始日以前にされているときとする。

(在外投票人名簿登録申請者の資格に関する意見書の様式)

第十条 令第十五条第二項に規定する在外投票人名簿登録申請者の在外投票人名簿に登録される資格に関する意見書は、別記第十一号様式に準じて調製しなければならない。

(在外投票人名簿登録申請書提出後の変更の届出書の様式等)

第十一条 令第十六条第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2 令第十六条第一項の規定による届出書は、別記第十二号様式に準じて作成しなければならない。

(変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等)

第十二条 令第十六条第三項ただし書に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2 令第十六条第三項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 令第十六条第一項第二号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

二 令第十六条第一項第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。

イ 氏名 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第六十六条、第七十条、第七十四条、第七十六条、第九十五条、第九十八条、第一百七条又は第一百七条の二の規定による届出が領事官にされているとき。

ロ 本籍 戸籍法第九十八条、第一百条、第一百八条又は第一百十条の規定による届出が領事官にされているとき。

ハ 住所以外の送付先 在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

(在外投票人証の記載事項等)

第十三条 令第二十一条第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、投票人の性別、在外投票人証の交付番号とする。

2 投票人が投票用紙等を住所以外の送付先において受け取ろうとする場合においては、令第二十一条第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、前項に定める事項のほか、住所以外の送付先とする。

3 在外投票人証は、別記第十三号様式に準じて調製しなければならない。

(在外投票人証の記載事項の変更等)

第十四条 令第二十一条第二項の規定による在外投票人証の記載事項の変更の届出書は、次条第二項に規定する場合に用いるものを除き、別記第十四号様式に準じて作成しなければならない。

2 令第二十一条第三項に規定する総務省令で定める記載事項は、住所以外の送付先とする。

3 令第二十一条第三項に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 国外における住所 当該投票人が住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき。

二 住所以外の送付先 当該投票人が在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき（住所以外の送付先を在外投票人証に新たに記載する場合には、当該投票人に係る在留届（在留地の緊急連絡先が記載又は記録されているものに限る。）が提出されているとき）。

4 令第二十一条第四項に規定する総務省令で定める書類は、別記第十五号様式に準じて調製しなければならない。

(在外投票人証の再交付等)

第十五条 令第二十一条第三号に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 令第二十一条第六項の規定により在外投票人証に記載事項の変更に係る事項の記載をする場合において、当該変更に係る事項の記載をすべき欄に、記載すべき余白がない場合

二 登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の名称の変更があった場合

2 令第二十一条第一項の規定による在外投票人証の再交付の申請書（令第二十一条第二項の規定による在外投票人証の記載事項の変更の届出を令第二十二条第一項の規定による申請と併せて行う場合の届出書を含む。）及び令第二十一条第二項において準用する令第二十一条第四項に規定する総務省令で定める書類は、別記第十六号様式に準じて作成しなければならない。

(帰国後の在外投票人の在外投票人証の再交付)

第十六条 在外投票人名簿に登録されている投票人で、国内の市町村において住民票が新たに作成されたものは、令第二十二条第一項各号のいずれかに該当する場合には、国内の住所を証するに足りる文書を添えて、その登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に在外投票人証の再交付を申請することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による申請に基づき在外投票人証を再交付する場合には、直接に、又は郵便等をもって、同項の規定による申請をした者に、当該在外投票人証を交付しなければならない。この場合において、当該在外投票人証には、当該投票人が帰国している旨を記載するものとする。

3 第一項の規定による在外投票人証の再交付の申請書は、別記第十七号様式に準じて作成しなければならない。

(在外投票人証の返納)

第十六条の二 令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める場合は、在外投票人証の交付を受けた者がその登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会から公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証（以下「在外選挙人証」という。）の交付を受けた場合とする。

(在外投票人証等受渡簿の記載事項等)

第十七条 令第二十四条第一項に規定する領事官が在外投票人証等受渡簿に記載しなければならない総務省令で定める事項は、当該領事官を経由して在外投票人証を交付された者の性別、申請の時（法第三十四条第一項に規定する申請の時をいう。以下この項において同じ。）の国外における住所及びその登録されている在外投票人名簿の属する市町村の区別（当該市町村が在外投票人証を交付された者の最終住所地の市町村であるか申請の時におけるその者の本籍地の市町村であるかの区別をいう。第十九条第一項において同じ。）並びに当該領事官が在外投票人名簿登録申請書を受け付けた年月日その他の在外投票人名簿の登録に係る事務処理の明細とする。

- 2 在外投票人証等受渡簿は、別記第十八号様式に準じて調製しなければならない。
 (在外投票人名簿の記載事項の修正に關し通知すべき事項)
 - 第十八条 令第二十九条第二項に規定する総務省令で定める事項は、在外投票人名簿に登録されている者の氏名、生年月日及び性別とする。
 (在外投票人証交付記録簿の様式等)
 - 第十九条 令第三十一条第一項の総務省令で定める事項は、在外投票人名簿に登録されている者の性別及びその登録されている在外投票人名簿の属する市町村の区別とする。
 2 令第三十一条第一項に規定する在外投票人証交付記録簿は、別記第十九号様式に準じて調製しなければならない。
 (在外投票人証交付記録簿の閲覧の申出)
 - 第二十条 令第三十一条第二項の規定による在外投票人証交付記録簿の閲覧の申出は、旅券又は第八条第一項各号に掲げるいずれかの書類を提示して、文書でしなければならない。
 2 前項の文書は、別記第二十号様式に準じて作成しなければならない。
 - 3 令第三十一条第三項の規定により準用する公職選挙法第三十条の十四第二項で規定する総務省令で定める事項は、申出に係る投票人の氏名とする。
- 第三章 投票所における投票
- (投票箱)
- 第二十一条 投票箱は、別記第二十一号様式に準じて調製しなければならない。
 (仮投票用封筒の様式)
- 第二十二条 法第六十三条第四項及び第五項並びに令第五十二条第四項の規定による投票用封筒は、別記第二十二号様式に準じて調製しなければならない。
 (投票録の様式)
- 第二十三条 投票録は、別記第二十三号様式に準じて調製しなければならない。
- 第四章 期日前投票及び不在者投票
- (期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務)
- 第二十四条 法第六十条第一項第一号(法第六十一条第一項においてこれを引用する場合を含む。)の規定によって期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務は、葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務とする。
 (期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域)
- 第二十五条 法第六十条第一項第四号(法第六十一条第一項においてこれを引用する場合を含む。)の規定によって期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域は、公職選挙法施行規則(昭和二十五年総理府令第十三号)別表第一に掲げる地域とする。
 (期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書の様式)
- 第二十六条 令第六十一条又は第六十六条の規定による宣誓書は、別記第二十四号様式に準じて作成しなければならない。
- (国立保養所)
- 第二十七条 令第六十四条第一項に規定する厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち総務省令で定めるものは、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百四十九条の規定により置かれる国立保養所とする。
 (令第六十四条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式)
- 第二十八条 令第六十四条第四項及び第六十五条第二項において準用する第六十四条第四項の規定による請求書の様式は、別記第二十五号様式に準じて作成しなければならない。
 (船員の不在者投票用紙等を交付する市町村)
- 第二十九条 令第六十五条第一項の規定によって船員の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付する市町村は、公職選挙法施行規則別表第二に掲げる市町村とする。
 (投票用封筒への記載)
- 第三十条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第六十七条第一項の規定により、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した在外投票人名簿に登録されている投票人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は発送しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該投票人の氏名を記載しなければならない。
 (投票用封筒並びに不在者投票証明書及び証明書用封筒の様式)
- 第三十一条 令第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定による投票用封筒並びに第六十七条第二項の規定による不在者投票証明書及びこれを入れるべき封筒は、それぞれ別記第二十六号から第二十八号までの様式に準じて調製しなければならない。
 (国民投票郵便等投票証明書の交付申請書の様式等)
- 第三十二条 令第七十四条第一項の規定による国民投票郵便等投票証明書の交付申請書は、別記第二十九号様式に準じて作成しなければならない。
 2 令第七十四条第一項の規定による申請を令第七十五条第二項の規定による申請と併せて行う場合の国民投票郵便等投票証明書の交付申請書は、前項の規定にかかわらず、別記第三十号様式に準じて作成しなければならない。
- 3 令第七十四条第四項の規定による国民投票郵便等投票証明書は、別記第三十一号様式に準じて調製しなければならない。
 4 令第七十三条第三号に規定する者の国民投票郵便等投票証明書の有効期間は、交付の日から国民投票の期日前四日に当たる日又は同号の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日のいずれか早い日までの期間とする。

- (法第六十一条第三項に規定する投票人に該当する旨の記載に係る申請書の様式)
- 第三十三条** 令第七十五条第二項の規定による申請書は、別記第三十二号様式に準じて作成しなければならない。
- (郵便等による不在者投票における代理記載人となるべき者の届出書の様式等)
- 第三十四条** 令第七十六条第一項の規定による届出書は、別記第三十三号様式に準じて作成しなければならない。
- 2 令第七十六条第二項の規定による同意書及び宣誓書は、別記第三十四号様式に準じて作成しなければならない。
- 3 代理記載人(法第六十一条第三項の規定により投票に関する記載をする者又は公職選挙法第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をする者をいう。以下この項において同じ。)となるべき者として国民投票郵便等投票証明書又は公職選挙法施行令第五十九条の三第一項に規定する郵便等投票証明書に記載されている者は、当該代理記載人となるべき者を届け出た投票人及び当該届出を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に文書で通知することにより、代理記載人となるべき者たることを辞することができる。
- (郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式)
- 第三十五条** 令第七十七条第一項の規定による請求書は、別記第三十五号様式に準じて作成しなければならない。
- (郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式)
- 第三十六条** 令第七十七条第三項の規定による投票用封筒は、別記第三十六号様式に準じて調製しなければならない。
- (特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式)
- 第三十七条** 令第八十一条第四項の規定による請求書は、別記第三十七号様式に準じて作成しなければならない。
- (特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用封筒の様式)
- 第三十八条** 令第八十一条第六項の規定による投票用封筒は、別記第三十八号様式に準じて調製しなければならない。
- (指定船舶等)
- 第三十九条** 法第六十一条第七項に規定する船舶安全法(昭和八年法律第十一号)にいう遠洋区域を航行区域とする船舶に準ずるものとして総務省令で定める船舶は、公職選挙法施行規則第十七条の二第二項各号に定めるものとする。
- 2 法第六十一条第七項に規定する指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものは、公職選挙法施行規則第十七条の二第二項に定めるものとする。
- (指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式等)
- 第四十条** 令第八十二条第二項の規定による請求書の様式は、別記第三十九号様式に準じて作成しなければならない。
- 2 令第八十二条の三第一項の規定による請求書の様式は、別記第三十九号様式の二に準じて作成しなければならない。
- 3 前二項の請求書には、次の各号に掲げる令第八十二条第二項の規定による申出又は令第八十二条の三第一項の規定による請求をする船員が乗船する船舶の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、公職選挙法施行規則第十七条の二第一項第五号に定める船舶にあつては、この限りでない。
- 一 法第六十一条第七項に規定する指定船舶 船舶安全法第九条第一項に規定する船舶検査証書又は漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十六条第一項に規定する許可証の写し
- 二 公職選挙法施行規則第十七条の二第二項に定める船舶 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令(昭和二十六年運輸省令第五十四号)第三条第一項に規定する使用船舶明細報告書の写し又はこれに準ずるもの
- 4 令第八十二条の三第二項に規定する総務省令で定める書面は、同条第一項の規定による請求をする船員が乗船することが見込まれる令第六十九条第六項に規定する指定船舶等の当該請求の時ににおける船員法(昭和二十二年法律第百号)第十八条第一項第二号に規定する海員名簿の写しその他の当該指定船舶等に乘る日本国民たる船員の数が二人以下であると見込まれることを証する書面とする。
- (指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の様式等)
- 第四十一条** 令第八十二条第二項又は第八十二条の三第一項の規定による請求に基づいて交付する投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒は、それぞれ別記第四十号様式及び第四十一号様式に準じて調製しなければならない。
- 2 令第八十二条の三第三項に規定する確認書(次条第一項において「確認書」という。)は、別記第四十号様式の二に準じて調製しなければならない。
- (不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における確認書の受信等)
- 第四十二条** 法第六十一条第七項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第八十二条の三第六項の規定により送信された確認書を受信したときは、当該確認書を受信した用紙の余白に、当該確認書を受信した日時を印字しなければならない。
- 2 令第八十二条の三第六項に規定する総務省令で定める方法は、電話その他の方法とする。
- (指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の保管箱及び保管用封筒の様式)
- 第四十二条** 令第八十二条第四項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れる保管箱及び保管用封筒は、それぞれ別記第四十二号様式及び第四十三号様式に準じて調製しなければならない。
- (指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における受信用紙の様式等)
- 第四十三条** 令第八十二条第八項又は第八十二条の三第七項(令第八十二条の四第二項において読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。)の規定により送信された投票の受信に用いるべき用紙は、別記第四十四号様式に準じて調製しなければならない。
- 2 法第六十一条第七項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第八十二条第八項又は第八十二条の三第七項の規定により送信された投票を受信したときは、当該投票を受信した前項の受信に用いるべき用紙の投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分の余白に、当該投票を受信した日時を印字しなければならない。

(指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式)

第四十四条 令第八十二条第十三項又は第八十二条の三第九項の規定による投票用封筒は、別記第四十五号様式に準じて調製しなければならない。

(洋上投票の投票送信用紙等を交付する市町村)

第四十五条 法第六十一条第七項に規定する総務省令で指定する市町村は、公職選挙法施行規則別表第三に掲げる市町村とする。

(南極投票人証の交付の申請等)

第四十六条 令第八十四条第一項の規定による南極投票人証の交付の申請は、当該投票人が法第六十一条第九項に規定する南極地域調査組織に属する投票人(南極地域調査組織に同行する投票人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。)であることを証する書面(当該南極地域調査組織の南極調査期間(令第八十五条第一項に規定する南極調査期間をいう。以下同じ。)の記載があるものに限る。)を添えて、文書でしなければならない。

2 前項の文書は、別記第四十六号様式に準じて作成しなければならない。

3 南極投票人証は、別記第四十七号様式に準じて調製しなければならない。

4 南極投票人証の有効期間は、交付の日から国民投票の期日又は第一項の書面に記載された当該南極地域調査組織の南極調査期間の満了の日のいずれか早い日までとする。

5 南極投票人証の交付を受けた者は、その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長から公職選挙法施行令第五十九条の七第二項に規定する南極選挙人証の交付を受けた場合には、直ちに当該南極投票人証を当該市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

(南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式)

第四十七条 令第八十五条第二項の規定による請求書の様式は、別記第四十八号様式に準じて作成しなければならない。

(南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の様式)

第四十八条 令第八十五条第二項の規定による請求に基づいて交付する投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒は、それぞれ別記第四十九号様式及び第五十号様式に準じて調製しなければならない。

(南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の保管箱及び保管用封筒の様式)

第四十九条 令第八十五条第三項において準用する令第八十二条第四項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れる保管箱及び保管用封筒は、それぞれ別記第五十一号様式及び第五十二号様式に準じて調製しなければならない。

(南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式等)

第五十条 令第八十五条第三項において準用する令第八十二条第八項の規定により送信された投票の受信に用いるべき用紙は、別記第五十三号様式に準じて調製しなければならない。

2 法第六十一条第九項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第八十五条第三項において準用する令第八十二条第八項の規定により送信された投票を受信したときは、前項の受信に用いるべき用紙の投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分の余白に、当該投票を受信した日時を印字しなければならない。

(南極調査員の不在者投票における投票用封筒の様式)

第五十一条 令第八十五条第三項において準用する令第八十二条第十三項の規定による投票用封筒は、別記第五十四号様式に準じて調製しなければならない。

(南極調査員の不在者投票における投票送信用紙等を交付する市町村)

第五十二条 法第六十一条第九項に規定する総務省令で指定する市町村は、公職選挙法施行規則第十七条の二の三に掲げる市町村とする。

(指定投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い)

第五十三条 令第四十条第一項に規定する場合において、令第八十八条の規定によつて指定投票区の投票管理者に送致された当該指定投票区に係る指定関係投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票があるときは、当該指定投票区の投票管理者は、当該投票を直ちに市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により送致を受けた投票を当該投票をした投票人が属する投票区の投票管理者に当該投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

3 前項の送致をすべき投票区について法第七十条の規定によつて国民投票の期日が定められていることその他の事由により同項の送致をすることができないと認める投票区がある場合においては、市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定により送致を受けた投票のうち当該投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票を、当該投票区に係る指定投票区又は当該指定投票区に係る指定関係投票区の中から市町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者に当該指定する投票所の閉じる時刻までに送致しなければならない。

4 前項の規定により送致を受けた投票区の投票管理者は、当該送致を受けた投票に係る令第九十条、第九十一条及び第九十三条に規定する投票管理者の事務を行わなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、令第四十条第一項に規定する場合において必要な事項は、市町村の選挙管理委員会が定める。

(指定関係投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い)

第五十四条 令第四十条第二項に規定する場合において、令第八十八条の規定によつて指定投票区の投票管理者に送致された法第七十一条第一項の規定により国民投票の期日が定められた指定関係投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票があるときは、当該指定投票区の投票管理者は、当該投票を直ちに市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により送致を受けた投票を当該投票をした投票人が属する投票区の投票管理者に当該投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、令第四十条第二項に規定する場合において必要な事項は、市町村の選挙管理委員会が定める。

(期日前投票所投票録及び不在者投票に関する調書の様式)

第五十五条 期日前投票所投票録及び不在者投票に関する調書は、それぞれ別記第五十五号様式及び第五十六号様式に準じて調製しなければならない。

第五章 在外投票

(在外投票用封筒の記載)

第五十六条 法第六十二条第一項第一号の規定により投票をしようとする投票人は、令第九十四条第三項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合（次項及び第三項の規定が適用される場合を除く。）においては、投票用封筒の表面に当該投票人の氏名及び在外投票人証の交付番号（当該投票人が在外選挙人証の交付を受けている場合にあつては、在外選挙人証の交付番号。以下この条において同じ。）を記載しなければならない。

2 在外公館の長は、令第九十四条第三項の規定により、同条第四項に規定する点字投票の投票用紙及び投票用封筒を交付しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した投票人の在外投票人証の交付番号及び登録されている在外投票人名簿の属する市町村名を記載しなければならない。

3 令第九十五条第三項又は第四項の規定により投票用紙に賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載した者は、投票用封筒の表面に投票人の在外投票人証の交付番号及び登録されている在外投票人名簿の属する市町村名を記載しなければならない。

4 在外公館の長は、令第九十五条第三項又は第四項の規定により投票を受け取った場合においては、投票用封筒の裏面に代理投票である旨の記載をしなければならない。

5 市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第一百一条第二項の規定により投票用紙及び投票用封筒を発送しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した投票人の氏名及び在外投票人証の交付番号を記載しなければならない。

(在外投票用封筒の様式)

第五十七条 令第九十四条第一項の規定による投票用封筒は、別記第五十七号様式に準じて調製しなければならない。

2 令第一百一条第一項の規定による投票用封筒は、別記第五十八号様式に準じて調製しなければならない。

(投票用紙等請求書の様式)

第五十八条 令第九十四条第一項及び第一百一条第一項の規定による請求書の様式は、別記第五十九号様式に準じて作成しなければならない。

(在外公館等における在外投票をしようとする場合に提示する書類)

第五十九条 令第九十六条第二号に規定する総務省令で定める書類は、法第六十二条第一項第一号の規定により投票をしようとする者の資格又は地位を証明する書類であつて、第八条第一項第一号に掲げる書類（同号に掲げる書類の提示が困難であると認められる場合にあつては、同項第二号のイに掲げる書類）とする。

2 法第六十二条第一項第一号の規定により投票をしようとする者が旅券又は前項に掲げる書類を提示することが困難であると認められる特別の事情がある場合においては、在外公館の長は前項に定める書類に代えて当該投票をしようとする者の資格又は地位を証明する資料として適当と認めるものの提示又は提出を求めることができる。

(在外公館等における在外投票の送付用封筒の様式)

第六十条 令第九十八条第一項に規定する他の適当な封筒は、別記第六十号様式に準じて作成しなければならない。

(在外公館等における在外投票に関する他の適当な封筒は、別記第六十号様式に準じて作成しなければならない。)

第六十一条 令第九十九条第二項に規定する在外公館等における在外投票に関する調査は、別記第六十一号様式に準じて調製しなければならない。

(投票用紙及び投票用封筒の返還があつた旨の投票用封筒の記載)

第六十二条 在外公館の長は、令第一百三十三条第一項の規定により読み替えて適用される令第九十二条第二項又は令第一百四十四条第二項の規定により投票人から投票用紙及び投票用封筒の返還を受け、令第九十四条第三項の規定により当該投票人に対して投票用紙及び投票用封筒を交付しようとする場合においては、交付しようとする投票用封筒の裏面に投票用紙及び投票用封筒の返還があつた旨の記載をしなければならない。

(在外投票に関する調査の様式)

第六十三条 令第一百六条第二項に規定する在外投票に関する調査は、別記第六十二号様式に準じて調製しなければならない。

(在外投票人の不在者投票に関する調査の様式)

第六十四条 令第八十九条第四項に規定する在外投票人の不在者投票に関する調査は、別記第六十三号様式に準じて調製しなければならない。

(指定在外投票区等における投票録の様式)

第六十五条 法第三十四条第二項に規定する指定在外投票区における投票録は、第二十三条の規定にかかわらず、別記第六十四号様式その一に準じて調製しなければならない。

2 法第六十二条第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所における投票録は、第二十三条の規定にかかわらず、別記第六十四号様式その二に準じて調製しなければならない。

3 法第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所における投票録は、第五十五条の規定にかかわらず、別記第六十四号様式その三に準じて調製しなければならない。

第六章 開票並びに国民投票会及び国民投票分会

(立会人となるべき者の届出書及び承諾書の様式)

第六十六条 開票立会人、国民投票会立会人及び国民投票分会立会人となるべき者の届出書及び承諾書は、それぞれ別記第六十五号様式及び第六十六号様式に準じて作成しなければならない。

(開票録及び国民投票録の様式)

第六十七条 開票録及び国民投票録は、それぞれ別記第六十七号様式及び第六十八号様式に準じて調製しなければならない。

附 則

この省令は、平成二十二年五月十八日から施行する。

附 則 (平成二五年五月三十一日総務省令第六三三号)

この省令は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二十一号)の施行の日(平成二十五年六月三十日)から施行する。

附 則 (令和元年六月二十八日総務省令第一九号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年二月二十六日総務省令第一〇一号)

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

附 則 (令和二年二月二十八日総務省令第一三〇号)

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則 (令和三年九月一七日総務省令第九五号)

(施行期日)

1 この省令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(適用区分)

2 この省令による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行の日以後に登録基準日(日本国憲法の改正手続に関する法律第二十二條第一項第一号に規定する登録基準日をいう。以下この項において同じ。)がある国民投票(同法第一條に規定する国民投票をいう。以下この項において同じ。)について適用し、この省令の施行の前日に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年三月二十四日総務省令第一九号)

(施行期日)

1 この省令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年三月二十七日)から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、第一條の規定による改正前の在外選挙執行規則第五号様式の二の規定により作成された申出書並びに別記第九号様式の規定により作成された在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類並びに第二條の規定による改正前の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第十号様式の規定により作成された申出書並びに別記第十六号様式の規定により作成された在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類がある場合には、第一條の規定による改正後の在外選挙執行規則第五号様式の二及び別記第九号様式の規定並びに第二條の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則別記第十号様式及び別記第十六号様式の規定にかかわらず、これらの申出書等を使用することを妨げない。

別記第一号様式（投票人名簿の様式）（第一条関係）（平二五総集令六三・字第）

その一

住		所		氏 名		生 年 月 日		性 別	
登 録		年 月 日		住民票作成日 転入届出日		年 月 日		投 票 区	
抹消 (理由及び その年月日)		年 月 日		備考					
市(区)(町)(村)管理 選挙人会印									

備考

- 1 法第28条の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
- 2 「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第29条の該当事項を記載しなければならない。
- 3 令第10条第2項の規定により投票人名簿登録証明書を交付したとき又は令第74条第4項の規定により国民投票郵便等投票証明書を交付したとき若しくは令第75条第4項の規定による記載をしたときは「備考」欄にその旨及び交付（記載）年月日を、令第84条第2項の規定により南極投票人証を交付したときは「備考」欄にその旨、交付年月日及び有効期間を記載しなければならない。
- 4 投票人が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である場合又は同令第59条の3第1項に規定する郵便等投票証明書の交付を受けている場合若しくは同令第59条の3の2第4項の規定による記載を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨を、同令第59条の7第1項に規定する南極選挙人証の交付を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。

5 選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。
その二

住	所	氏名	生年月日	性別	登録年月日	住民票作成日 転入届出日	抹消 (理由及びその年月日)	投票区	備考
									市(区)(町)(村) 選挙管理 会 印

備考

- 1 法第28条の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
- 2 「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第29条の該当事項を記載しなければならない。
- 3 令第10条第2項の規定により投票人名簿登録証明書を交付したとき又は令第74条第4項の規定により国民投票郵便等投票証明書を交付したとき若しくは令第75条第4項の規定による記載をしたときは「備考」欄にその旨及び交付（記載）年月日を、令第84条第2項の規定により南極投票人証を交付したときは「備考」欄にその旨、交付年月日及び有効期間を記載しなければならない。
- 4 投票人が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である場合又は同令第59条の3第1項に規定する郵便等投票証明書の交付を受けている場合若しくは同令第59条の3の2第4項の規定による記載を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨を、同令第59条の7第1項に規定する南極選挙人証の交付を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。
- 5 選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

[illegible]

1 法第28条の規定により投票人名簿の記載の訂正等をしたとき又は法第29条の規定により投票人名簿から抹消をしたときは、

- | | |
|----------|-------|
| 投票人名簿の抄本 | 調製現在日 |
| | 年月日 |

- 5 抄本の巻末には、次のとおり記載しなければならぬ。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。
この投票人名簿の抄本は、 年 月 日執行の国民投票における投票人名簿に基づいて調製したものである。
- 都（道府県） 郡（市）（区） 町（村） 選挙管理委員会委員長 氏 名印

別記第三号様式(投票人名簿登録証明書交付申請書の様式)(第二条関係)

投票人名簿登録証明書交付申請書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第10条の規定により投票人名簿登録証明書の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。

投票人名簿に記載されている住所

生年月日

何年何月何日

氏名

都(道府県)郡(市)(区)町(村)選挙管理委員会委員長氏名あて

添付書類

船員手帳(船員である旨の証明書)(実習生については、法第61条第7項に規定する船員手帳に準ずる文書)

備考

1氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

2船員である旨の証明書の証明者は、船舶所有者(船員法(昭和22年法律第100号)第5条の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。)又は船長(それらの代理人を含む。)とする。

別記第四号様式（投票人名簿登録証明書の様式）（第二条関係）

投票人名簿登録証明書							
投票人名簿に記載 されている住所 氏 名							
上記の者は、投票人名簿に登録されていることを証明する。							
何年何月何日交付							
都(道府県)郡(市)(区)何町(村)							
選挙管理委員会委員長 氏 名 印							
憲法改正 案の種類	投票期 日	令第67条又は 第68条の規定 による投票用 紙の交付	令第82条、第82条の3又は 第82条の4の規定による投 票送信用紙の交付		不在者 投票用 紙の返 還	投票送信用 紙の返還	通常の 投票
	何年何 月何日	何都(道府県) 何郡(市)(区) 何町(村)交付	船長に対す る交付	船員に対 する交付	受領	受領 選挙管理 委員会 委員長印	交付

備考 船員でなくなった場合及びこの証明書の交付を受けた市町村の選挙管理委員会から選挙人名簿登録証明書の交付を受けた場合には、この証明書を直ちに交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

備考

- 1 用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。
- 2 令第47条第2項の規定により記入する場合には、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。
- 3 令第67条又は第68条の規定により記入する場合には、「令第67条又は第68条の規定による投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 4 令第82条第4項の規定により記入する場合には、「船長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 5 令第82条の3第3項の規定により記入する場合には、「船員に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 6 令第82条第15項の規定又は令第82条の3第13項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。
- 7 南極調査員について
 - (1) 令第47条第3項の規定により記入する場合には、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。
 - (2) 令第85条第3項において準用する令第82条第4項の規定により記入する場合には、「船長に対する交付」欄に「隊長への交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
 - (3) 令第85条第3項において準用する令第82条第15項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

投票人名簿抄本閲覧申出書

年 月 日

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名
住所
(電話番号)

(印)

下記のとおり、5に記載する者が投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、投票人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	登録の確認
2 閲覧事項の利用の目的	（できる限り具体的に記載すること。）
3 閲覧者の氏名及び住所	申出者と同じ
4 閲覧事項の管理の方法	（管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。）
5 閲覧対象者	（閲覧対象者の氏名、住所を記載するとともに、当該者と申出者との関係について、〔本人〕〔同居の者〕〔その他〕の別を記載すること。）
備 考	

備考 この様式は、法第29条の2第1項の規定により、投票人が、特定の者が投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために投票人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

別記第五号様式（投票人名簿の抄本の閲覧の申出書の様式）（第三条関係）

別記第六号様式（在外投票人名簿等の様式）（第四条関係）（平二五総省令六三・令六）

最 終 住 所 又 は 本 籍	氏 名	生 年 月 日	性 別
最終住所 本籍			
登 録	年 月 日	經由領事官の名称等	(国名等)
抹 消 (理由及び その年月日)	年 月 日	在外投票人証 の交付番号	年 月 日
		変更・再交付 (經由した領事官 交付番号)	年 月 日
		変更・再交付 (經由した領事官 交付番号)	年 月 日
本 籍			
備考	市(区)(町)(村)選挙管理委員会印		

備考

- 1 「最終住所又は本籍」欄は、当該投票人が最終住所地登録の場合は「最終住所」を、本籍地登録の場合は「本籍」を○で囲み、最終住所又は本籍を記載しなければならない。
- 2 「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第42条の該当事項を記載しなければならない。
- 3 「在外投票人証の交付」欄は、令第22条第6項の規定により在外投票人証を交付した場合は「変更」を、令第22条第3項又は規則第16条第2項の規定により在外投票人証を交付した場合は「再交付」を○で囲み、交付年月日及び届出書又は申請書を経由

した領事官（規則第16条第2項の規定により交付した場合については、「帰国」とする。）を記載しなければならない。

また、令第22条第3項又は規則第16条第2項の規定により在外投票人証を再交付する場合は、在外投票人証の交付番号を変更し、当該再交付された在外投票人証の交付番号を記載しなければならない。

4 投票人が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第3項に規定する在外選挙人証の交付を受けている場合は、「備考」欄にその旨を記載しなければならない。

5 「本籍」欄は、現在の本籍（転籍があった場合は、転籍後の本籍）を記載しなければならない。

6 法第41条の規定に基づき記載の修正又は訂正をした場合は、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。

7 選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

別記第七号様式（在外投票人名簿の抄本等の様式）（第四条関係）（平成二五総務令六三・一第百五号）

最 終 住 所	氏 名	生 年 月 日	性 別	備 考

備考

- 1 「最終住所」欄は、最終住所地登録の場合に限り最終住所を記載し、本籍地登録の場合は「本籍地登録」と記載しなければならない。
- 2 法第41条の規定により在外投票人名簿の記載の訂正等をした場合又は法第42条の規定により在外投票人名簿から抹消した場合は、「備考」欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。
- 3 抄本の表紙には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

在 外 投 票 人 名 簿 の 抄 本	調 製 現 在 日
都（道府県）都（市）（区）町（村）投票区	年 月 日

- 4 抄本の巻末には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。
この在外投票人名簿の抄本は、 年 月 日執行の国民投票における在外投票人名簿に基づいて調製したものである。

都（道府県）都（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

在外投票人名簿抄本閲覧申出書

年 月 日

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名 (印)
 住所
 (電話番号)

下記のとおり、5に記載する者が在外投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、在外投票人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	登録の確認
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	申出者と同じ
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5 閲覧対象者	(閲覧対象者の氏名、住所を記載するとともに、当該者と申出者との関係について、〔本人〕〔同居の者〕〔その他〕の別を記載すること。)
備 考	

備考 この様式は、法第42条の2において準用する法第29条の2第1項の規定により、投票人が、特定の者が在外投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために在外投票人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

別記第九号様式（在外投票人名簿登録申請書の様式）（第六条関係）

在外投票人名簿登録申請書			
フリガナ		生 年 月 日	性 別
氏 名	姓 名	年 月 日	☐ 男 ☐ 女
署名 (必ず自署)			
本 籍			
住所 (外国語表記) 〔必ず記入〕	住所以外の送付先＜在留地の緊急連絡先＞ (外国語表記) 〔希望により記入〕 (この欄は、在留地の「在留地の緊急連絡先」において、選挙管理委員会から郵便物を送付する際にそのまま転写して宛名とし、選挙管理委員会が送付する「在留地の票用紙等」を受け取ることを希望する場合のみ、当該「在留地の緊急連絡先」を書いてください。)		
Name Address	Name Address		
(上記「住所」欄及び「住所以外の送付先」欄は、選挙管理委員会から郵便物を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に粹内に書いてください。また、____の上には、氏名を忘れずに書いてください。)			
住 所 (カタカナ表記)	国	州 ☐ 県 ☐ 郡	市 ☐
經由領事官の名称 (申請先)	(☐ 大使館 ☐ 総領事 ☐ 出張駐在官事務所)	左の領事官の管轄区域内に住 所を定めた年月日	年 月 日
最終住所地从転出した年月 日 (外国への出国日等)	年 月 日	左の転出に係る住民基本台帳 法上の届出 (市町村への住民 票の転出局)	☐ 行った

日本で住民票に記載されていた最終住所	
日本国憲法の改正手続に関する法律第36条の規定により、必要書類を添え、在外投票人名簿の登録を申請します。 何年何月何日	
都 (道府県) 郡 (市) (区) 町 (村) 選挙管理委員会委員長 あて	
注 意	
1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名を正確に書いてください。	
2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。	
3 「性別」欄は、いずれかの該当する□にレをつけてください。	
4 「住所 (外国語表記)」欄及び「住所以外の送付先」欄は、当該地域内の郵便等において通常用いられている外国語文字で書いてください。ただし、国名については英語 (漢字表記が一般的な国・地域においては漢字) で書いてください。	
5 「住所 (カタカナ表記)」欄は、住所の属する行政区域名をカタカナ (漢字表記が一般的な国・地域においては漢字) で書き、該当する□にレをつけてください。	
6 投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付されます。「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、住所に送付されます。	
7 申請後において投票用紙等の送付先を変更する場合には、住所を管轄する在外公館まで届け出る必要があります。	
8 「經由領事官の名称 (申請先)」欄は、この申請書を提出する領事官の名称を書き、該当する□にレをつけてください。また、出張駐在官事務所である場合には、併せてその名称を書いてください。	
9 「最終住所地から転出した年月日 (外国への出国日等)」欄は、実際に最終住所地から転出した年月日を書いてください。正確に記憶していない場合は、おおよその時期 (何年何月頃) を書いてください。	
10 「左の転出に係る住民基本台帳法上の届出 (市町村への住民票の転出届)」欄は、住民基本台帳法第24条に基づき転出者に義務づけられている届出 (転出届) を行った場合は、□にレをつけてください。なお、当該届出を行っていない場合は、在外投票人名簿に登録されないことがありますので、御注意ください。	
11 「日本で住民票に記載されていた最終住所」欄は、平成6年 (1994年) 5月1日以降において、日本国内で住民票に記載されていた最終住所を書いてください。なお、平成6年4月30日以前に最終住所地から転出された方は、本籍地に登録されますので書く必要はありません。	

12 申請の宛先となる選挙管理委員会委員長は、次のとおりです。

- (1) 平成 6 年 5 月 1 日以降に転出された方 最終住所地の選挙管理委員会委員長
- (2) 平成 6 年 4 月 30 日以前に転出された方 本籍地の選挙管理委員会委員長

別記第十号様式(申出書の様式) (第七条関係)

年 月 日	
在外投票人名簿登録申請者氏名 _____	
署名 _____	
私は、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第15条第1項及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第7条の規定に基づき、次の同居家族等を通じて、旅券(旅券を紛失し、又は焼失したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合にあっては、当該在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類)を提示したく、申し出ます。	
同居家族等の氏名 _____	
注 意	
1 「同居家族等」に該当する者は、登録申請者に係る在留届の「氏名」欄又は「同居家族」欄に記載されている者です。	
2 登録申請者の署名欄は、必ず登録申請者が自分で書いてください。	

別記第十一号様式（在外投票人名簿登録申請者の資格に関する意見書の様式）（第十条関係）

意見書

何年何月何日

申請者氏名	申請先	都（道府県） 郡（市）（区） 町（村） 選挙管理委員会委員長
	領 事 官	在何日本国大使（在何日本国総領事） （何出張駐在官事務所）
		省公略印

1 申請者の本人確認

本人であることが、☐ 確認された ☐ 確認できなかった
判断の基礎となった申請者の資格又は地位を証明する書類

- ☐ 日本国旅券
- ☐ その他

2 同居家族等を通じた旅券等の提示についての確認 [左の年月日： 年 月 日]

同居家族等を通じた提示の場合、

① 提示した者が同居家族等であることが、申請者に係る在留届により、

☐ 確認された ☐ 確認できなかった

② 提示した者が申請者の委任を受けていることが、申出書により、

☐ 確認された ☐ 確認できなかった

③ 提示した者が委任を受けた本人であることが、日本国旅券により、

☐ 確認された ☐ 確認できなかった

3 住所以外の送付先についての確認

「住所以外の送付先」欄に記載がある場合、

住所以外の送付先が在留届の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所であることが、

☐ 確認された ☐ 確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]

4

令第16条第1項第2号又は第3号に掲げる場合に該当する旨の届出があった場合
(例 領事官の管轄区域内で転居した／婚姻等によって氏名が変更となった旨の届出があった場合)
当該届出の内容が事実であることが、

☐ 確認された

☐ 確認できなかった

[左の年月日： 年 月 日]

判断の基礎となった文書

☐ 在留届

☐ 養子縁組の届出 (戸籍法第66条の届出)

☐ 養子離縁の届出 (戸籍法第70条の届出)

☐ 婚姻の届出 (戸籍法第74条の届出)

☐ 離婚の届出 (戸籍法第76条の届出)

☐ 生存配偶者の復氏の届出 (戸籍法第95条の届出)

☐ 入籍の届出 (戸籍法第98条の届出)

☐ 分籍の届出 (戸籍法第100条の届出)

☐ 氏名変更の届出 (戸籍法第107条又は第107条の2の届出)

☐ 転籍の届出 (戸籍法第108条の届出)

☐ 就籍の届出 (戸籍法第110条の届出)

☐ その他 ()

5

その他上記1から4までを確認するに当たって判明した申請者に係る特殊事情
(判明した事項及びその判断の基礎となった文書：)

別記第十二号様式（在外投票人名簿登録申請事項等変更届出書の様式）（第十一条関係）

在外投票人名簿登録申請書記載事項等変更届出書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第16条第1項の規定により、在外投票人名簿の登録の申請に関し、下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

都（道府県） 郡（市）（区） 町（村）

選挙管理委員会委員長 あて

フリガナ		生 年 月 日	性	別
氏 名	姓 名	年 月 日	☐ 男 ☐ 女	
署 名 (必ず自署)				
本 籍				
届け出る事項が生じた年月日	年 月 日			
届け出る事項				
☐ a 日本国籍を失ったため、在外投票人名簿の登録の申請を取り下げます。				
☐ b 住所、氏名その他の事項に変更がありました。なお、変更があった事項は以下のとおりです。				
☐ 住 所	(外国語表記) 新住所 選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまますらわして宛名として使用しますのて、国名を(含め正確に枠内に書いてください。また、____の上)には、氏名を忘れず書いてください。		Name Address	
新 住 所 (カタカナ表記)	国	☐ 州 ☐ 県 ☐ 郡 ☐ 市		

☐	フリガナ		
氏名	旧氏名	姓	名
☐	旧	本	籍
☐	新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載（在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）		
☐	在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更		
	☐ 「住所以外の送付先」欄の記載を抹消（住所において選挙管理委員会を送付する投票用紙等を受領）		
☐	新たな住所以外の送付先 ＜在留届の緊急連絡先＞ (外国語表記)		
	選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのままで転写して宛名として使用しますので、国名の上（含め正確に枠内に書いてください。また、____には、氏名を忘れずに書いてください。）		
☐	Name Address		
☐	その他		

注 意

1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名（氏名を変更した場合は新氏名）を正確に書いてください。

2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。

3 「届け出る事項」欄は、該当する□にリをつけてください。

4 「届け出る事項」欄でbの□にリをつけた場合は、変更があった事項について該当する□にリをつけてください。

5 「新住所（外国語表記）」欄及び「新たな住所以外の送付先」欄は、当該地域内の郵便等において通常用いられている外

- 国語文字で書いてください。ただし、国名については英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。」「新住所（カタカナ表記）」欄は、新住所の属する行政区域名をカタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書き、該当する□にレをつけてください。
- 7 投票用紙等の受領先を住所から在留届の緊急連絡先へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載」の□にレをつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先を書いてください。
- 8 在在外投票人名簿登録申請書の「住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先が記載されている場合において、在留届の緊急連絡先を変更した場合は、「住所以外の送付先」欄の「在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更」欄の□にレをつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在外公館に届け出た変更後の在留届の緊急連絡先を書いてください。
- 9 投票用紙等の受領先を在留届の緊急連絡先から住所へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「住所以外の送付先」欄の記載を抹消」の□にレをつけてください。

別記第十三号様式(在外投票人証の様式) (第十三条関係)

表		裏										
交付番号 在 外 投 票 人 証 氏 名 生年月日 性 別 登 録 男 女 年 月 日 年 月 日		<table><thead><tr><th>憲法改正案の種類</th><th>投票用紙等を交付した年月日</th><th>投票用紙等を交付した在外公館等</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)選挙管理委員会の住所(〒)</td></tr><tr><td colspan="3">都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)字何(町)何番地(電話)</td></tr></tbody></table> 注 意 1 この在外投票人証は、投票する際には必ず必要となります。大切に保管してください。 2 在外公館において投票する際は、旅券とともにこの在外投票人証を提示して投票用紙等を請求してください。郵便等による投票をする際は、投票用紙等を請求するときにこの在外投票人証を同封してください。 3 投票用紙等は「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付され、「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、住所に送付されます。 4 記載事項や投票用紙等の送付先に変更が生じた場合は、この在外投票人証とともに住所を管轄する在外公館まで届け出てください。 5 この在外投票人証を紛失又は破損した場合は、住所を管轄する在外公館で再交付の申請を行ってください。		憲法改正案の種類	投票用紙等を交付した年月日	投票用紙等を交付した在外公館等	都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)選挙管理委員会の住所(〒)			都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)字何(町)何番地(電話)		
憲法改正案の種類	投票用紙等を交付した年月日	投票用紙等を交付した在外公館等										
都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)選挙管理委員会の住所(〒)												
都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)字何(町)何番地(電話)												
住 所 住所以外の送付先 (在留届の緊急連絡先) 上記の者は、在外投票人名簿に登録されていることを証明する。 都(道府県)郡(市)(区)町(村) 選挙管理委員会委員長 氏 名 印												

別記第十四号様式（在外投票人証記載事項変更届出書の様式）（第十四条関係）

在外投票人証記載事項変更届出書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第21条第2項の規定により、在外投票人証の記載事項に変更があったことを下記のとおりに届け出ます。

何年何月何日

都（道府県） 郡（市）（区） 町（村） 選挙管理委員会委員長 あて

フリガナ	姓	名	生	年	月	日	性	別
氏	名	姓	名	年	月	日	☐ 男	☐ 女
署名 (必ず自署)								
本籍								
変更が生じた年月日				年	月	日		

変更があった事項

☐ 住	(外国語表記) 新住所 (選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのままだま転写して宛名として使用しますので、国の名を 含め正確に枠内に書いてください。また、____の上 には、氏名を忘れずに書いてください。)			Name Address	
☐ 所	新住所 (カタカナ表記)	国	☐ 省	☐ 県	☐ 市
☐ フリガナ	旧氏名	姓	名		

☐ 新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載（在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領） ☐ 在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更 ☐ 「住所以外の送付先」欄の記載を抹消（住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）			
住所以外の送付先 新たな住所以外の送付先 ＜在留届の緊急連絡先＞ (外国語表記) 選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそののまま転写して宛名として使用しますので、国名を（含め正確に枠内に書いてください。また、____の上）には、氏名を忘れずに書いてください。 Name Address			
交付の方法 ※通常は、選挙管理委員会から郵送等で送付		☐ 領事官経由での交付を希望	

注 意

1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名（氏名を変更した場合は新氏名）を正確に書いてください。

2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。

3 「変更があった事項」欄は、該当する□にレをつけてください。

4 「新住所（外国語表記）」欄及び「新たな住所以外の送付先」欄は、当該地域内の郵便等において通常用いられている外国語文字で書いてください。ただし、国名については英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）。

5 「新住所（カタカナ表記）」欄は、新住所の属する行政区域名をカタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書き、該当する□にレをつけてください。

6 投票用紙等の受領先を住所から在留届の緊急連絡先へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載」の□にレをつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先を書いてください。

7 在外投票人証の「住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先が記載されている場合において、在留届の緊急連絡先を変更した場合は、「住所以外の送付先」欄の「在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更

更」欄の□にシをつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在外公館に届け出た変更後の在留届の緊急連絡先を書いてください。

8 投票用紙等の受領先を在留届の緊急連絡先から住所へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「住所以外の送付先」欄の記載を抹消」の□にシをつけてください。

9 「交付の方法」欄には、記載事項を変更した後の在外投票人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取れることを希望する場合に□にシをつけてください。

在外投票人証記載事項変更届出に係る意見書

在外投票人証記載事項変更届出に係る意見書

何年何月何日

届出者氏名	届 出 先 都 (道府県) 郡 (市) (区) 町 (村) 選挙管理委員会委員長 在何日本国大使 (在何日本国総領事) (何出張駐在官事務所)
-------	---

省公
略印

- 1 変更事項

☐ 住所
☐ 氏名
- 2 届出者の住所変更についての確認
 届出書記載の新住所地に住所を有することが、
☐ 確認された ☐ 確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]
 判断の基礎となった文書

☐ 在留届
☐ その他 ()
- 3 届出者の氏名変更についての確認
 当該氏名変更に係る戸籍法上の届出を、☐ 受け付けた ☐ 受け付けていない
 受け付けた届出の種類

☐ 養子縁組の届出 (戸籍法第66条の届出)
☐ 養子離縁の届出 (戸籍法第70条の届出)
☐ 婚姻の届出 (戸籍法第74条の届出)
☐ 離婚の届出 (戸籍法第76条の届出)
☐ 生配偶者の復氏の届出 (戸籍法第95条の届出)

「2 届出者の住所変更についての確認」欄の「□ その他」欄は、在留届以外の文書で住所変更の確認をした場合に、当該文書名（アパートの契約書、住所の記載のある何年何月何日発行の滞在許可証、等）を記載しなければならぬ。

別記第十六号様式(在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式)(第十五条関係)

表

在外投票人証再交付申請書（兼記載事項変更届出書）				
次の事由が生じたことを誓い、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第22条第1項の規定により、在外投票人証の再交付を申請します。				
何年何月何日				
都（道府県）郡（市）（区）町（村）			選挙管理委員会委員長 あて	
☐ a 在外投票人証を亡失し、又は滅失した。（例 紛失した場合）				
☐ b 在外投票人証を汚損し、又は破損した。（例 汚した場合）				
☐ c 在外投票人証を交付した選挙管理委員会の名称の変更があった。				
フリガナ			生 年 月 日	性 別
氏 名	姓	名	年 月 日	☐ 男 ☐ 女
署 名 (必ず自署)				
在外投票人証の記載事項の変更		☐ 無 ☐ 有		
交付の方法 ※通常は、選挙管理委員会から郵送等で送付		☐ 領事官経由での交付を希望		
注 意				
1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名（氏名を変更した場合は新氏名）を正確に書いてください。				
2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。				
3 上記b又はcの理由により在外投票人証の再交付を申請する場合は、当該汚損（破損）した在外投票人証又は変更前の選挙管理委員会の名称の記載のある在外投票人証を併せて提出してください。				
4 在外投票人証の記載事項に変更があったことを併せて届け出る場合には、「在外投票人証の記載事項の変更」欄の「有」の□にレをつけ、裏面の「本籍」欄、「変更が生じた年月日」欄及び「変更があった事項」欄に記入してください。				
5 「交付の方法」欄には、再交付される在外投票人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取することを希望する場合に□にレをつけてください。				

裏

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第2条第2項の規定により、在外投票人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。			
本 籍			
変 更 が 生 じ た 年 月 日		年 月 日	
変更があった事項			
□ 住 所	新 住 所 (外国語表記) (選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、____の上には、氏名を忘れずに書いてください。		Name _____ Address _____
	新 住 所 (カタカナ表記)	国	☐ 州 ☐ 県 ☐ 市 ☐ 省 ☐ 郡
□ 氏 名	フリガナ	姓	名
□ 住 所 以 外 の 送 付 先	☐ 新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載（在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領） ☐ 在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更 ☐ 「住所以外の送付先」欄の記載を抹消（住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）		
	新たな住所以外の送付先 <在留届の緊急連絡先> (外国語表記) (選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、____の上には、氏名を忘れずに書いてください。		Name _____ Address _____
注 意 1 「変更があった事項」欄は、該当する□にレをつけてください。 2 「新住所（外国語表記）」欄及び「新たな住所以外の送付先」欄は、当該地域内の郵便等において通常用いられている外国語文字で書いてください。ただし、国名については英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。 3 「新住所（カタカナ表記）」欄は、新住所の属する行政区域名をカタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書き、該当する□にレをつけてください。 4 投票用紙等の受領先を住所から在留届の緊急連絡先へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載」の□にレをつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先を書いてください。 5 在外投票人証の「住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先が記載されている場合において、在留届の緊急連絡先を変更した場合は、「住所以外の送付先」欄の「在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更」欄の□にレをつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在外公館に届け出た変更後の在留届の緊急連絡先を書いてください。 6 投票用紙等の受領先を在留届の緊急連絡先から住所へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「住所以外の送付先」欄の記載を抹消」の□にレをつけてください。			
上記のとおり申請があり、これを受け付けたので、送付します。			何年何月何日
都（道府県）郡（市）（区）町（村）		選挙管理委員会委員長 あて	
領事官 在何日本国大使（在何日本国総領事） （何領事（出張駐在官）事務所）			省公 略印

別記第十七号様式（帰国在外投票人に係る在外投票人証再交付申請書の様式）（第十六条関係）

在外投票人証再交付申請書（帰国）

次の事由が生じたことを誓い、日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第16条第1項の規定により、在外投票人証の再交付を申請します。

何年何月何日

都（道 府 県） 郡（市）（区） 町（村）

選挙管理委員会委員長 あて

☐ a 在外投票人証を亡失し、又は滅失した。（例 紛失した場合）

☐ b 在外投票人証を汚損し、又は破損した。（例 汚した場合）

☐ c 在外投票人証を交付した選挙管理委員会の名称の変更があった。

フリガナ	生 年 月 日	姓	別
氏 名 姓	名	年 月 日	☐ 男 ☐ 女
署名 (必ず自署)			
交付の方法	☐ 直接の交付を希望 ☐ 郵便等による交付を希望		

注 意

1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名（氏名を変更した場合は新氏名）を正確に書いてください。

2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。

3 上記b又はcの理由により在外投票人証の再交付を申請する場合は、当該汚損（破損）した在外投票人証又は変更前の選挙管理委員会の名称の記載のある在外投票人証を併せて提出してください。

4 「交付の方法」欄は、再交付される在外投票人証の交付の方法について、該当する□にシをつけてください。

在外投票人名簿 登録市町村名	フリガナ（ローマ字表記） 氏 名	生 年 月 日	性 別	登録地区分	備 考
	()		1. 男 2. 女	1. 最終住所地 2. 本籍地	

38

38

- 4 「最終住所又は本籍」欄は、当該投票人が最終住所地において登録される場合は最終住所を、申請時の本籍地において登録される場合は申請時の本籍を記載しなければならない。
- 5 「申請受付」欄は、在外投票人名簿登録申請者の登録申請書を領事官が受け付けた年月日を記載しなければならない。
- 6 「取下げがあった場合」欄は、令第16条第1項の規定により同項第1号に掲げる場合に該当する旨の届出があった場合その他取下げの意思表示があった場合に、取下げの理由及び当該届出があった年月日を記載しなければならない。
- 7 「申請書等送付」欄は、領事官が登録申請書を市町村へ発送した年月日を記載しなければならない。
- 8 「登録」欄は、在外投票人証に記載された登録年月日を記載しなければならない。
- 9 「在外投票人証等の受領」欄は、領事官が市町村の選挙管理委員会から送付された在外投票人証又は登録しなかった旨の通知を受け取った年月日を記載しなければならない。
- 10 「在外投票人証等の交付」欄は、交付方法の区分に応じ、領事官が市町村の選挙管理委員会から送付された在外投票人証又は登録しなかった旨の通知を交付又は送付した年月日を記載しなければならない。
- 11 「登録されなかった場合」欄は、在外投票人名簿に登録されなかった理由及び市町村の選挙管理委員会に登録しないことを決定した年月日を記載しなければならない。
- 12 「抹消」欄は、法第42条に掲げるいずれかの事由に該当する場合に、その事由及びその年月日を記載しなければならない。
- 13 「備考」欄には、令第16条第1項の規定により同項第2号又は第3号に掲げる場合に該当する旨の届出があった場合における当該届出書が提出された年月日その他必要と認める事項を記載しなければならない。

[illegible]

1 在外投票人証交付記録簿は、在外投票人名簿に登録されている者についてのみ記載し、登録されなかった者については記載してはならない。

2 「性別」欄及び「登録地区分」欄は、該当する番号に○を付さなければならない。

3 在外投票人証交付記録簿の表紙には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の在外投票人証交付記録簿を用いる場合には、この限りでない。

加味

4 在外投票人証交付記録簿の巻末には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の在外投票人証交付記録簿を用いる場合には、この限りでない。

この在外投票人証交付記録簿は、
年 月 日執行の国民投票における在外投票人証等受渡簿に基づいて調製したものである。

墨嶺
雪吟

別記第二十号様式（在外投票人証交付記録簿の閲覧の申出書等の様式）（第二十条関係）
在外投票人証交付記録簿閲覧申出書

在何日本国大使（在何日本国総領事）あて

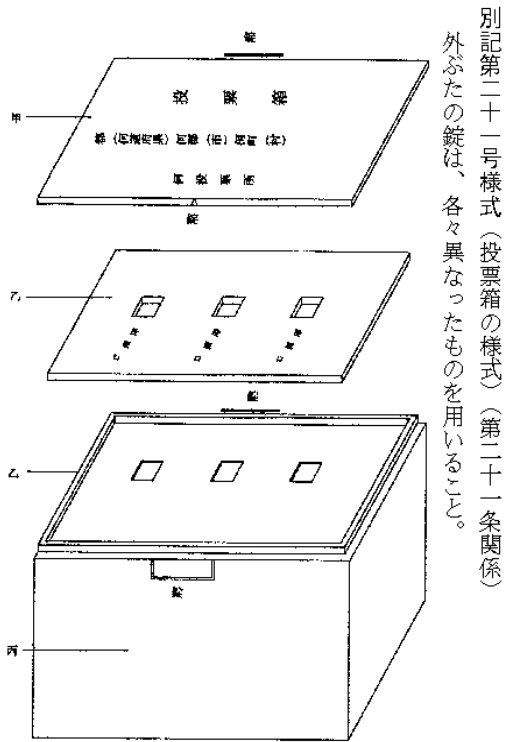
年 月 日

申出者 氏名 _____
住所 _____
(電話番号)

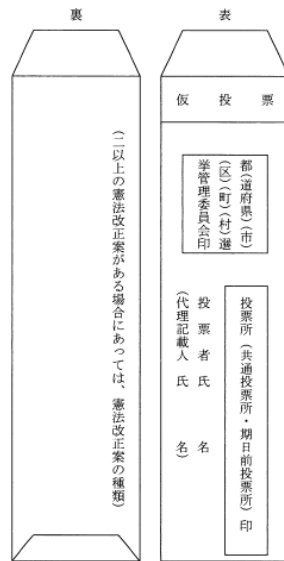
下記のとおり、3に記載する者が在外投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、在外投票人証交付記録簿を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1	閲覧事項の利用の目的	登録の確認
2	閲覧者の氏名及び住所	申出者と同じ
3	閲覧対象者	(閲覧対象者の氏名を記載すること。)
備 考		

備考 この様式は、令第31条第2項の規定により、投票人が、特定の者が在外投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために在外投票人証交付記録簿の閲覧の申出をする申出書の様式である。



別記第二十二号様式（仮投票用封筒の様式）（第二十二条関係）



備考

一 投票所印は、あらかじめ封筒に左の印章を押し又は印刷しておき、各投票所において投票所名を記入し、これに代えても差し支えない。

投票所

二 共通投票所印及び期日前投票所印については、備考一に準ずる。ただし、二以上の共通投票所を設けない場合又は二以上の期日前投票所を設けない場合には、共通投票所名又は期日前投票所名を記入する必要はない。

三 封筒に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、都道府県の印又は市区町村の選挙管理委員会の印若しくは市区町村の印をもってこれに代えても差し支えない。

四 不正行為を防止することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、封筒に押すべき都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

五 法第六十三条の規定による仮投票に関し法第五十九条の規定により代理投票をさせた場合においては、投票管理者は、封筒の表面に法第五十九条該当である旨を記載しなければならない。

六 令第五十二条第二項又は第三項の場合においては、表面左下段に代理記載人の氏名を記載しなければならない。

別記第二十三号様式（投票録の様式）（第二十三条関係）

その一

何年何月何日
執行

国民投票投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

何投票区

1	投票所開設場所	何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）							
2	投票所の変更	年 月 日	場 所	事 由	告 示 年 月 日				
3	投票立会人	党 派 氏 名	選任年月日	立 会 時 間	参会時刻	辞 職 の 時 刻 及 び 理 由			
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者			午前何時～午後何時		午前（後）何時何分 事由 何々			
(2)	投票管理者の選任した者		(参 会 時 刻) (参 会 時 刻)						
4	投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖							
5	投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党 派 氏 名							
6	投票の状況	投票人名簿登録者	投票当日有権者	投票者	投票所における投票者		不在者投票者		
					総数	仮投票による投票者	総数	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数
		(男)							
		(女)							
(計)									
(1)	投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)							
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)							
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)							
(4)	点字により投票をした者								
(5)	代理投票	投票人	補 助 者						
		(氏 名)	(氏 名)	(氏 名)	人				
(6)	投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第 61 条の投票	投票総数	票 内	受理と決定したもの 不受理と決定したもの				票 票	
		不受理の決定を受けた者		不受理又は拒否の決定を受けた者					
		(氏名)							
		代理投票の拒否の決定を受けた者		(氏名)					
(7)	投票拒否の決定をした者	日本国憲法の改正手続に関する法律第 63 条の投票の拒否	投票人の氏名	拒 否 の 事 由		仮投票の有無			
		日本国憲法の改正手続に関する法律第 59 条の代理投票の拒否							
7	投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者			何人 何人 何人	

何年何月何日調製

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、
投票管理者（職） 氏 名
署名する。
投票立会人 氏 名
投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、投票所における投票録の様式である。
- 指定投票区若しくは指定関係投票区である場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第 53 条第 3 項の規定により市区町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載しなければならない。
- 投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「投票当日有権者」欄には、期日前投票を行った者のうち国民投票の期日までの間に国民投票の投票権を有しなくなったものも含まれるものであること。
- 投票所における投票者の総数と不在者投票者の総数の計を「投票者」欄に記載しなければならない。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載しなければならない。
- 投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
- 指定関係投票区である場合には、この様式中「不在者投票者」欄及び 6(6)の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する投票人がした日本国憲法の改正手続に関する法律第 61 条の規定による投票の送致を受けた場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第 53 条第 3 項の規定により市区町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。
- 法第 69 条ただし書に規定するときにあっては、「5 投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

その二

何年何月何日

執行

国民投票共通投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1	共通投票所開設場所	年 月 日 場 所 事 由 告 示 年 月 日					
2	共通投票所の変更						
3	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前（後） 事由 何時何分 何々
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)			
4	共通投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖					
5	投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党 派 氏 名					
6	投票の状況	投票者			仮投票による投票者		
		(男)					
		(女)					
		(計)					
(1)	投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)					
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(4)	点字により投票をした者	人					
(5)	代理投票	投票人 (氏名)		補助者 (氏名)		人 (氏名)	
		代理投票者数					
(6)	投票拒否の決定をした者	日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否		投票人の氏名		拒否の事由 仮投票の有無	
		日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否					
7	共通投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者		何人 何人 何人

何年何月何日調製

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、
投票管理者（職）氏 名
署名する。
投票立会人 氏 名
投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
- 投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
- 法第69条ただし書に規定するときにあっては、「5 投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考11に準ずる。

別記第二十四号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）
（第二十六条関係）

宣 誓 書			
私は、国民投票の当日、下記の事由に該当する見込みです。 次の 1 から 6 のいずれかに○を付して下さい。			
1	ア．仕事 イ．学業 ウ．地域行事の役員 エ．本人又は親族の冠婚葬祭 オ．その他（ ）	に従事	※左のアからオのいずれかに○を付して下さい。オの場合は具体的に記載して下さい。
2	1 以外の用事又は事故のため、 ア．本市町村以外 イ．本市町村内（ ）	に外出・旅行・滞在	※左のア又はイのいずれかに○を付して下さい。イの場合は具体的に記載して下さい。
3	ア．疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難 イ．刑事施設等に収容		※左のア又はイのいずれかに○を付して下さい。
4	交通至難の島等（ ）に居住・滞在（※具体的に記載して下さい。）		
5	住所移転のため、本市町村以外に居住		
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難		
上記は、真実であることを誓います。 何年何月何日			
氏 名		生年月日	
現 住 所			
投票人名簿に記載されている住所	（現住所と異なる場合のみ記載すること）		

別記第二十五号様式（令第六十四条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第二十八条関係）

請 求 書			
投票人名簿に記載されている住所	投票人氏名	生 年 月 日	備 考
都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地			

右の投票人は、何年何月何日執行の国民投票の当日、当何々にあるため、当何々において投票する見込みであり、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第64条第4項（第65条第2項において準用する第64条第4項）の規定による依頼があったので、右の投票人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び投票用封筒の交付を請求します。

何年何月何日

（住 所）

何々（船舶その他施設の名称及び不在者投票管理者を記載すること。）

（代理人）氏

名

都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長 氏 名あて

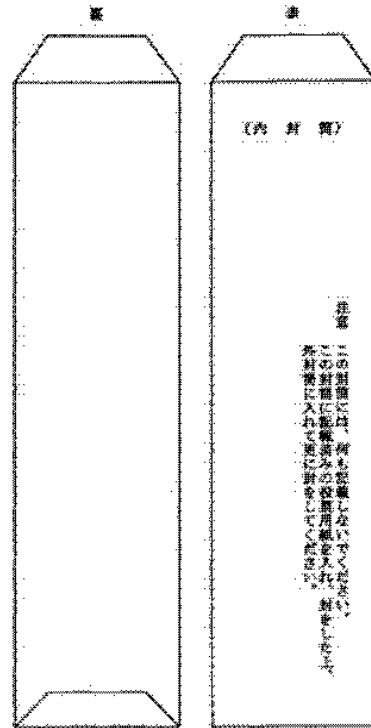
備 考

投票人から令第64条第3項の申立ての依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。

別記第二十六号様式（令第六十七条第一項及び令第六十八条第一項の規定による投票用封筒の様式）（第三十一条関係）

[illegible]

内封筒



備考

- 一 令第七十条第五項（これを準用する場合を含む。）の場合においては、外封筒の表面に代理記載人の氏名を記載しなければならない。
- 二 外封筒に押すべき都道府県選挙管理委員会の印については、別記第二十二号様式（仮投票用封筒の様式）の備考三及び四に準ずる。
- 三 外封筒に押すべき市区町村選挙管理委員会の印については、市区町村選挙管理委員会の定めるところにより、市区町村の印をもってこれに代えても差し支えない。
- 四 市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第一百三十一条の規定により読み替えて適用される令第六十七条第一項の規定により、在外投票人に投票用紙等を交付しようとする場合においては、外封筒の表面の「在外投票人の投票に使用」の□にレをつけるとともに、外封筒の表面に当該在外投票人の氏名を記載しなければならない。
- 五 外封筒の裏面の括弧内の記載事項は、令第六十八条第一項の場合に限り記載するものとする。
- 六 外封筒の表面には、憲法改正案の種類（二以上の憲法改正案がある場合に限る。）、投票区名その他必要と認める事項を余白に記載するものとする。

別記第二十七号様式（不在者投票証明書の様式）（第三十一条関係）

不在者投票証明書

投票人の氏名	
投票人の生年月日	何年何月何日生
投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設の名称	都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番地 何病院
その他の事項	何々（本人であるかどうかの認定について参考となるべき事項があるときは、これを記載すること）
国民投票票	何年何月何日執行（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

右のとおり証明する。
何年何月何日

都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

別記第二十八号様式（不在者投票証明書用封筒の様式）（第三十一条関係）

裏	表
都（道府県） 市（区） 町（村） 選挙管理委員会 封筒	投票人 氏名 不在者投票証明書 在中

備考

- 一 封かんの箇所には、市区町村選挙管理委員会の委員長の印を押さなければならない。
- 二 二以上の憲法改正案がある場合にあつては、憲法改正案の種類を表面に記載しなければならない。

別記第二十九号様式（国民投票郵便等投票証明書交付申請書の様式）（第三十二条関係）

国民投票郵便等投票証明書交付申請書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第74条の規定によって国民投票郵便等投票証明書の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。

何年何月何日

投票人名簿に記載されている住所

生年月日

氏 名

都（道府県） 郡（市）（区） 町（村） 選挙管理委員会委員長 氏 名あて

添付書類

身体障害者手帳若しくは日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第73条第1号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面、戦傷病者手帳若しくは同条第2号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面又は介護保険の被保険者証備考 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

別記第三十号様式（令第七十五条第二項の規定による申請と併せて行う場合の国民投票郵便等投票証明書交付申請書の様式）（第三十二条関係）

国民投票郵便等投票証明書交付申請書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第74条及び第75条の規定によって、国民投票郵便等投票証明書の交付を受け、併せて当該国民投票郵便等投票証明書に日本国憲法の改正手続に関する法律第61条第3項に規定する投票人に該当する旨の記載を受けたいので、必要書類を添え申請します。

何年何月何日

投票人名簿に記載されている住所

生年月日

氏 名

都（道府県） 郡（市）（区） 町（村） 選挙管理委員会委員長 氏 名あて

添付書類

- 1 令第74条第3項の書類 身体障害者手帳若しくは日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第73条第1号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面、戦傷病者手帳若しくは同条第2号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面又は介護保険の被保険者証
- 2 令第75条第3項の書類 身体障害者手帳若しくは日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第75条第1項第1号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面又は戦傷病者手帳若しくは同項第2号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面

別記第三十一号様式（国民投票郵便等投票証明書の様式）（第三十二条関係）

その1

国民投票郵便等投票証明書	
投票人名簿に記載 されている住所	
氏 名	
有 効 期 間	交付の日から何年何月何日まで
上記の者は、日本国憲法の改正手続に関する法律第61条 第2項に規定する投票人に該当する者であることを証明す る。	
都（道府県） 郡（市）（区） 町（村） 選挙管理委員会委員長 氏 名 印	

備考

- 1 この様式は、法第61条第2項に規定する投票人で同条第3項に規定する投票人でないものに係る国民投票郵便等投票証明書の様式である。
- 2 用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。

裏

代理記載人となるべき者の氏名	届出年月日 (変更年月日)	選挙管理委員会 委員長の印
備考		

表

国民投票郵便等投票証明書		
投票人名簿に記載されている住所		
氏名		
有効期間	交付の日から何年何月何日まで	
上記の者は、日本国憲法の改正手続に関する法律第61条第2項及び第3項に規定する投票人に該当する者であることを証明する。		
都(道府県) 郡(市)(区) 町(村) 氏名 印		
選挙管理委員会委員長		

備考

- 1 この様式は、法第61条第3項に規定する投票人に係る国民投票郵便等投票証明書の様式である。
- 2 用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。
- 3 令第76条第1項の規定による届出があったときは、裏面に届け出られた代理記載人となるべき者の氏名及び届出(変更)の年月日を記載するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

その二

別記第三十二号様式（法第六十一条第三項に規定する投票人に該当する旨の記載に係る申請書の様式）（第三十三条関係）

日本国憲法の改正手続に関する法律第61条第3項に規定する投票人に該当する旨の記載に係る申請書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第75条の規定によって国民投票郵便等投票証明書に日本国憲法の改正手続に関する法律第61条第3項に規定する投票人に該当する旨の記載を受けたいので、必要書類を添え申請します。

何年何月何日

投票人名簿に記載されている住所

生年月日

氏 名

都（道府県） 郡（市）（区） 町（村） 選挙管理委員会委員長 氏 名あて

添付書類

1 国民投票郵便等投票証明書

2 身体障害者手帳若しくは日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第75条第1項第1号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面又は戦傷病者手帳若しくは同項第2号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面

別記第三十三号様式（代理記載人となるべき者の届出書の様式）（第三十四条関係）
代理記載人となるべき者の届出書

代理記載人となるべき者

住所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）字何（町）何番地
氏 名

何年何月何日生

右のとおり必要書類を添えて代理記載人となるべき者の届出をします。

何年何月何日

投票人名簿に記載されている住所

生年月日

氏 名

都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長 氏 名あて

添付書類

- 1 国民投票郵便等投票証明書
- 2 代理記載人となるべき者の代理記載人となることの同意書及び国民投票の投票権を有する者である旨の宣誓書

別記第三十四号様式（代理記載人となるべき者の代理記載人となることの同意書及び国民投票の投票権を有する者である旨の宣誓書の様式）（第三十四条関係）

同意書及び宣誓書

私は、投票人何々の代理記載人となることに同意します。

また、私は、国民投票の投票権を有する者であることを誓います。

何年何月何日

都（何道府県） 何郡（市）（区） 何町（村） 字何（町） 何番地

氏 名

備考 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

別記第三十五号様式（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第三十五条関係）
その一

請	求	書
日本国憲法の改正手続に関する法律第61条第2項の規定により、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第77条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。 現在する場所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）字何（町）何番地 何年何月何日 氏 名 都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長 氏 名あて 備考 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。 2 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。 3 国民投票郵便等投票証明書又は公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の3に規定する郵便等投票証明書を必ず提出又は提示すること。		

その二

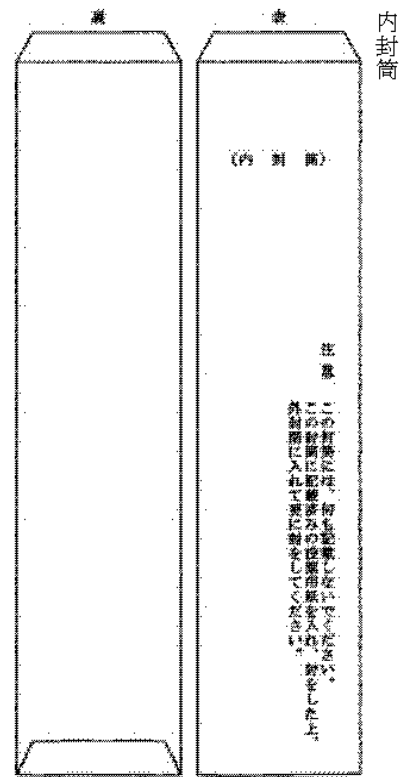
請	求	書
日本国憲法の改正手続に関する法律第61条第2項の規定により、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第77条第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。 現在する場所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）字何（町）何番地 何年何月何日		

氏名
代理記載人となるべき者の氏名
都（道府県） 郡（市）（区） 町（村） 選挙管理委員会委員長 氏 名あて

備考

- 1 氏名欄には、投票人の氏名を記載すること。
- 2 代理記載人となるべき者の氏名欄の氏名は、代理記載人となるべき者が必ず自分で書くこと。
- 3 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。
- 4 国民投票郵便等投票証明書又は公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の3に規定する郵便等投票証明書を必ず提出又は提示すること。

備考 様式その一は令第77条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求する場合の様式であり、様式その二は同条第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求する場合の様式である。



備考

- 一 外封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、別記第二十二号様式（仮投票用封筒の様式）の備考三及び四並びに別記第二十六号様式（令第六十七条第一項及び令第六十八条第一項の規定による投票用封筒の様式）の備考三に準ずる。
- 二 外封筒の表面には、憲法改正案の種類（二以上の憲法改正案がある場合に限る）、投票区名その他必要と認める事項を余白に記載するものとする。

別記第三十七号様式（特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第三十七条関係）

請 求 書			
投票人名簿に記載されている住所	投票人氏名	生 年 月 日	備 考
都（何道府県）何郡（市）（区） 何町（村）何番何号			

右の投票人は、何年何月何日執行の国民投票の当日、当何々に属し何処何処において活動しているため、当何々の長である私の管理する投票記載場所において投票する見込みであり、（何の種類の憲法改正案について）日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第81条第1項の規定による申出があったので、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

何年何月何日

（住所）

何々（特定国外派遣組織の名称を記載すること）の長（代理人）氏 名

（特定国外派遣組織の長が直接国外において郵送で交付を受ける場合の送付先）

都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長 氏 名 あて

添付書類 請求者が特定国外派遣組織の長であることを記する書面

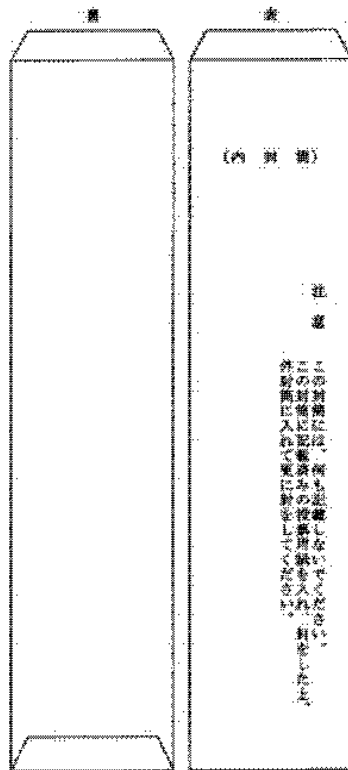
備考 投票人から令第81条第2項の申立てがあった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。

別記第三十八号様式（特定国外派遣組織に属する投票人の不在者投票における投票用封筒の様式）（第三十八条関係）

別記第三十八号様式（特定国外派遣組織に属する投票人の不在者投票における投票用封筒の様式）（第三十八条関係）
外封筒

表	裏
不存者投票票者 例年何月何日 投票場所 何の場所 但々（略定国外旅費組織の名称を記載すること）の條 立書人 氏 氏	不存者投票票 （外 附 簡） 投票票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。 都（連勝島）（附）（註） （町）（村）（海）（港） 議員会 印 投票票者 氏 （代勝島）氏

内封筒



備考

- 一 令第八十一条第十一項において準用する令第七十条第五項の場合においては、外封筒の表面に代理記載人の氏名を記載しなければならぬ。
- 二 外封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、別記第二十二号様式（仮投票用封筒の様式）の備考三及び四並びに別記第二十六号様式（令第六十七条第一項及び令第六十八条第一項の規定による投票用封筒の様式）の備考三に準ずる。
- 三 外封筒の表面には、憲法改正案の種類（二以上の憲法改正案がある場合に限る。）、投票区名その他必要と認める事項を余白に記載するものとする。

別記第三十九号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）（第四十条関係）

請 求 書

投票人名簿に記載されている住所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村） 何番何号	投票人氏名	生 年 月 日	船員手帳の番号	備 考

当何々丸は、遠洋区域を航行区域とする（日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第三十九条の規定に該当する）船舶であり、何年何月何日、何々に向け、何々港を出港し、何年何月何日、何々港に帰港する予定であるが、当何々丸に乗り組む右の船員から何年何月何日執行の国民投票について日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第八十二条第一項の申出を受けたので、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求します。

何年何月何日

船舶の名称 何々丸

船舶内に設置された投票の送信に用いる

フアクシミリ装置の番号

船舶の所有者 住所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号 氏 名（名 称）

船 長 住所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号 氏 名

船長代理者 住所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号 氏 名

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）選挙管理委員会委員長あて

添付書類

船舶安全法第九条第一項に規定する船舶検査証書、漁業法第五十六条第一項に規定する許可証又は船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第三条第一項に規定する使用船舶明細報告書の写し若しくはこれに準ずるもの

備考 「船員手帳の番号」欄には、船員が自衛隊員である場合にあっては「自衛隊員」と記載し、実習生である場合にあっては「実習生」と記載すること。

【必要事項記載部分】

1. 指定市長村の選挙管理委員会の委員長の記載事項

①指定市町村名

都道府県市町村(区)

②この用紙を船長又は船員に交付した年月日

年月日

③憲法改正案の種類

④船員の投票人名簿登録地市町村名

都道府県市町村(区)

⑤令第82条又は第82条の3に係る請求の別

第82条に係る請求第82条の3に係る請求

2. 不在者投票管理者等の記載事項

①氏名(署名)

②指定船舶等の名称

③この用紙を船員に交付した年月日

年月日

3. 立会人の記載事項

氏名(署名)

4. 船員の記載事項

①氏名(署名)

②住所

市区町村

③投票人名簿登録証明書又は選挙人名簿登録証明書の交付年月日

年月日

④船員手帳の番号

5. 代理投票の仮投票の場合

代理記載人の署名

【投票記載部分】

記載欄

反賛
対成

洋上投票

○注意

一 憲法改正案に賛成するときは、次の欄内の賛成の文字を○の記号で囲むこと。

二 憲法改正案に反対するときは、次の欄内の反対の文字を○の記号で囲むこと。

三 ○の記号以外は何も書かないこと。

(切り取り線)

ファクシミリ送信時の用紙の向き

※送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。

【注意事項記載欄】

1 投票送信用紙の交付から送信までの手続

(1) 令第82条に係る請求の場合

① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1、2、3欄に記載された事項を消したり、修正を加えたりせず、投票の記載をする場所で4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載してください。

② 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて船長から知らされた電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。

③ 代理投票の場合は、4欄には代理記載人が記載してください。

④ 5欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。

(2) 令第82条の3に係る請求の場合

① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1欄及び2欄中②欄に記載されている事項を消したり、修正を加えたりしないでください。

② 船員は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が指定した時間内に確認書の送信を行った後、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間の指定市町村の選挙管理委員会の委員長が定める時間内において、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載し、2欄中①、③欄及び3欄については、何も記載しないでください。

③ 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて請求書に記載した電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。

2 投票送信用紙の送信後の手続

(1) 令第82条に係る請求の場合

① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに船長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、船長に提出してください。

(2) 令第82条の3に係る請求の場合

① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、確認書とともに保管し、本邦の港に帰ったときに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長あて送致してください。

3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続

船長は、船員から令第82条第7項の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が法第61条第8項に該当する投票人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。

なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

市(区) (町) (村)選挙管理委員会 印

備考

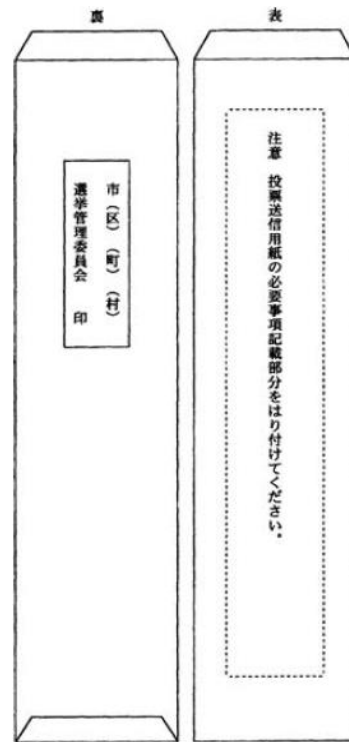
- 一 投票送信用紙は両面印刷の方法により調製しても差し支えないが、投票記載部分及び必要事項記載部分の裏面には何も印刷しないこと。
- 二 投票送信用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 三 二以上の憲法改正案について国民投票を行う場合においては、いずれの憲法改正案に係る投票送信用紙であるかを表示しなければならない。
- 四 投票送信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 五 不正行為を防止することができる方法で投票送信用紙を印刷することができる場合と認められる場合に限り、指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票送信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 六 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第八十二条に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の必要事項記載部分の「1. 市町村の選挙管理委員会の委員長が提出した憲法改正案の記載事項」欄に、令第八十二条の三に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の「1. 市町村の選挙管理委員会の委員長が提出した憲法改正案の記載事項」欄及び「2. 不正行為の疑いがある者の記載事項」欄中「②不正行為の疑いがある者の記載事項」欄に必要な事項を記入して交付しなければならない。
- 七 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、二以上の憲法改正案がある場合は、必要事項記載部分の「1. 市町村の選挙管理委員会の委員長が提出した憲法改正案の記載事項」欄中「③憲法改正案の記載事項」欄に憲法改正案の種類を記入して交付しなければならない。
- 八 投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。

別記第四十号様式の二(不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における確認書の様式)(第四十一条関係)

備考

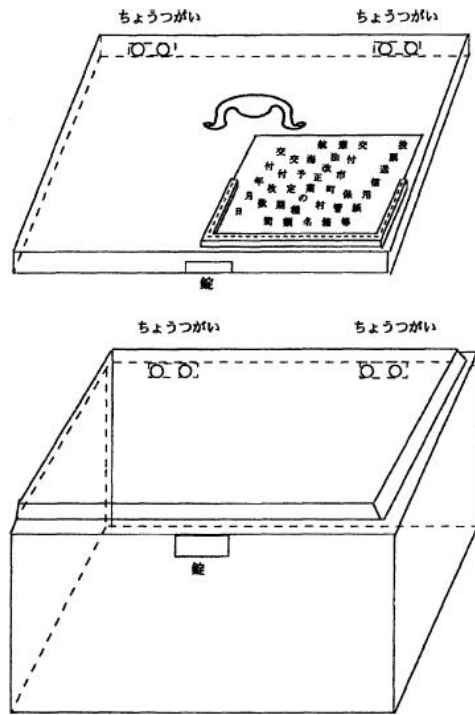
- 一 確認書は片面印刷の方法により調製しなければならない。
- 二 確認書の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 三 確認書に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもってこれに代えても差し支えない。
- 四 不正行為を防止することができると認められる場合に限り、指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、確認書に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 五 確認書の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。

別記第四十一号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式）（第四十一条関係）



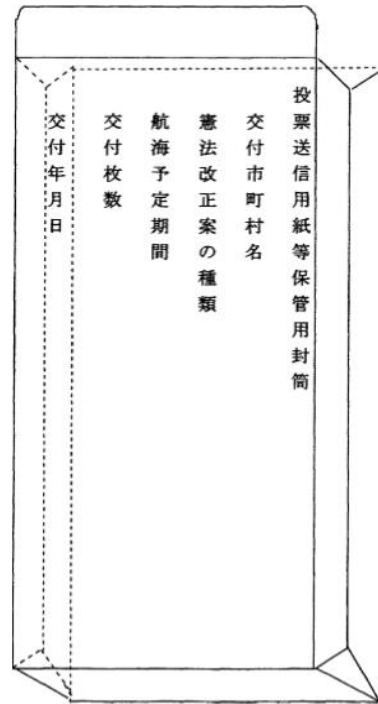
備考

- 一 投票送信用紙用封筒に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）の備考四及び五に準ずる。
- 二 投票送信用紙用封筒は、投票送信用紙の投票記載部分を入れた場合において外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。



別記第四十二号様式（指定船舶等に乘船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱の様式）（第四十二条関係）

別記第四十三号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式）（第四十二条関係）



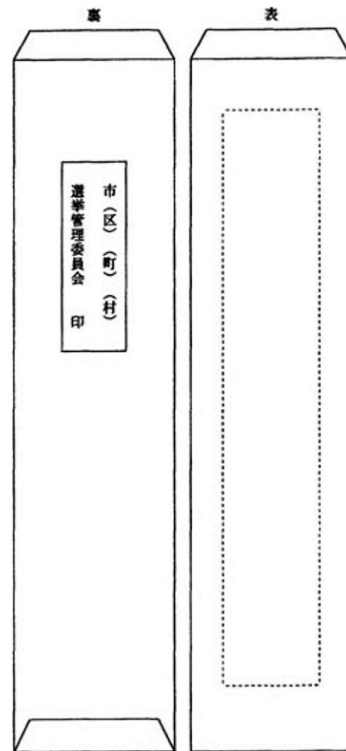
別記第四十三号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式）（第四十二条関係）

受信日時	
(投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分)	(投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分) 市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印
(切取り線)	

- 備考
- 1 受信用紙は、投票送信用紙の投票記載部分及び必要事項記載部分をそのままの大きさで受信できるものでなければならない。
 - 2 受信用紙は、投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を直接外部から見ることができないように覆いを設けられるように調製しなければならない。
 - 3 投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分は、通常用いられている投票用紙と同様の紙質及び外観を有するものでなければならない。
 - 4 投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分には、投票送信用紙の賛成又は反対の文字に○を記載する欄を受信すべき部分と重ならないように、指定市町村の選挙管理委員会の印をあらかじめ押しておかなければならない。
 - 5 受信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十号様式(指定船舶等に乘船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式)の備考四及び五に準ずる。

別記第四十四号様式（指定船舶等に乘船している船員の不在者投票における受信用紙の様式）（第四十三条関係）

別記第四十五号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式）（第四十四条関係）



備考

- 一 投票用封筒に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）の備考四及び五に準ずる。
- 二 投票用封筒の表面には、投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分をはり付けなければならない。

別記第四十六号様式(南極投票人証交付申請書の様式)(第四十六条関係)

南極投票人証交付申請書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第84条の規定によって南極投票人証の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。

投票人名簿に記載されている住所

生年月日

何年何月何日

氏名

都(道府県)郡(市)(区)町(村)選挙管理委員会委員長氏名あて

添付書類

日本国憲法の改正手続に関する法律第61条第9項に規定する南極地域調査組織に属する投票人であることを証する書面(南極調査期間の記載があるもの)

備考 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

別記第四十七号様式（南極投票人証の様式）（第四十六条関係）

南極投票人証							
投票人名簿に記載 されている住所 氏 名 上記の者は、投票人名簿に登録されていることを証明する。 何年何月何日交付 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村） 選挙管理委員会委員長 氏 名 印							
憲法改正案の種類	投票期日	令第67条の規定による投票用紙の交付	令第85条の規定による投票送信用紙の交付	不在者投票用紙の返還	投票送信用紙の返還	通常の投票	
	何年何月何日	何県何郡（市）（区）何町（村）交付	何県何郡（市）（区）何町（村）交付	交付	受領	受領	交付
						選挙管理委員会委員長印	

備考

- 1 この証明書の有効期間は、交付の日から国民投票の期日又は南極調査期間が満了する日（何年何月何日）のいずれか早い日までとする。
- 2 この証明書の交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長から南極選挙人証の交付を受けた場合には、この証明書を直ちに交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

備考

- 1 用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。
- 2 令第47条第3項の規定により記入する場合には、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。
- 3 令第67条の規定により記入する場合には、「令第67条の規定による投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 4 令第85条第3項において準用する令第82条第4項の規定により記入する場合には、「南極地域調査組織の長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 5 令第85条第3項において準用する令第82条第15項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

別記第四十八号様式(南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式) (第四十七条関係)

請 求 書			
投票人名簿に記載されている住所	投票人氏名	生 年 月 日	備 考
都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)何番何号			

第何次南極地域観測隊(越冬隊・夏隊)は、南極地域調査のため、何年何月何日、本邦を出国し、何年何月何日、帰国する予定であるが、当南極地域観測隊(越冬隊・夏隊)に属し又は同行する右の投票人から何年何月何日執行の国民投票について日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第85条第1項の申出を受けたので、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求します。

何年何月何日

第何次南極地域観測隊(越冬隊・夏隊)の隊長 氏 名
住 所
〔隊長代理者 住所 都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)何番何号 氏 名〕
南極地域の施設の名称及び当該施設内に設置された投票の送信に用いるファクシミリ装置の番号
船舶の名称及び当該船舶内に設置された投票の送信に用いるファクシミリ装置の番号
船舶の所有者 住所 都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)何番何号
氏 名(名 称)
船 長 住所 都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)何番何号
氏 名

都(道府県)郡(市)(区)町(村)選挙管理委員会委員長あて
添付書類 構成員や南極調査期間その他南極地域観測隊の概要を示す資料
備考 投票人が船員である場合は、備考欄にその旨を記載すること。

【必要事項記載部分】

1. 南極投票指定市長村の選挙管理委員会の委員長の記載事項

①南極投票指定市町村名

都道府県市町村(区)

②この用紙を隊長に交付した年月日

年月日

③憲法改正案の種類

④投票人の投票人名簿登録市町村名

都道府県市町村(区)

2. 不在者投票管理者の記載事項

①氏名(署名)

②投票記載場所

③この用紙を投票人に交付した年月日

年月日

3. 立会人の記載事項

氏名(署名)

4. 投票人の記載事項

①氏名(署名)

②住所

市区町村

③南極投票人証若しくは投票人名簿登録証明書又は南極選挙人証若しくは選挙人名簿登録証明書の交付年月日

年月日

5. 代理投票の仮投票の場合

代理記載人の署名

【投票記載部分】

南極投票

○注意

一 憲法改正案に賛成するときは、次の欄内の賛成の文字を○の記号で囲むこと。

二 憲法改正案に反対するときは、次の欄内の反対の文字を○の記号で囲むこと。

三 ○の記号以外は何も書かないこと。

記載欄

反対賛成

対成

(切取り線)

（切取り線）

ファクシミリ送信時の用紙の向き

【注意事項記載欄】

1 「1. 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄には南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長が、「2. 不在者投票管理者の記載事項」欄には不在者投票管理者である隊長が、「3. 立会人の記載事項」欄には立会人が、それぞれ記載した後、交付されますので、投票人は記載事項を消したり、修正を加えたりしないでください。

2 不在者投票管理者である隊長からこの投票送信用紙の交付を受けた投票人は、投票の記載をする場所で「4. 投票人の記載事項」欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。

3 投票の記載を行った投票人は、直ちに不在者投票管理者である隊長が指定したファクシミリ装置を用いて隊長から知らされた電気通信番号を用いて南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてにこの投票送信用紙を送信してください。

4 代理投票の場合は、「4. 投票人の記載事項」欄には代理記載人が記載してください。

5 「5. 代理投票の仮投票の場合 代理記載人の署名」欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。

6 この投票送信用紙をファクシミリ装置を用いて送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。

7 投票人は、ファクシミリ装置による送信を行った後は、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに隊長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面にはり付けて、隊長に提出してください。

市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印

備考

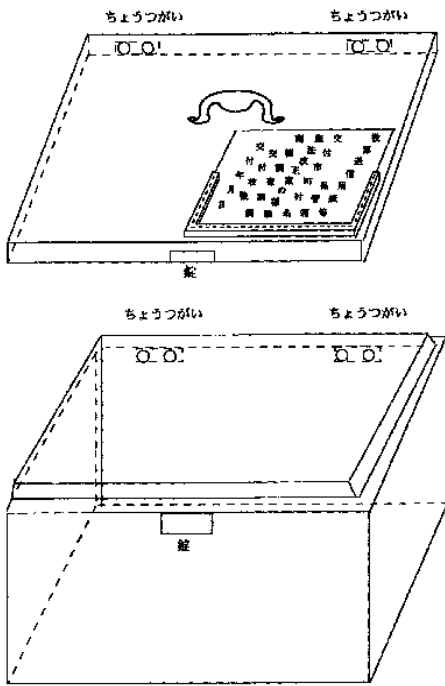
- 一 投票送信用紙は片面印刷の方法により調製しなければならない。
- 二 投票送信用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 三 二以上の憲法改正案について国民投票を行う場合においては、いずれの憲法改正案に係る投票送信用紙であるかを表示しなければならない。
- 四 投票送信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印は、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、南極投票指定市町村の印をもってこれに代えても差し支えない。
- 五 不正行為を防止することができる方法で投票送信用紙を印刷することができると認められる場合に限り、南極投票指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票送信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 六 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票送信用紙の必要事項記載部分の「1. 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄に必要な事項を記入して交付しなければならない。
- 七 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、二以上の憲法改正案がある場合は、必要事項記載部分の「1. 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄中「③憲法改正案の種類」欄に憲法改正案の種類を記入して交付しなければならない。
- 八 投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。

別記第五十号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式）（第四十八条関係）



備考

- 一 投票送信用紙用封筒に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十九号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙の様式）の備考四及び五に準ずる。
- 二 投票送信用紙用封筒は、投票送信用紙の投票記載部分を入れた場合において外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。



別記第五十一号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱の様式）（第四十九条関係）

別記第五十二号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式）（第四十九条関係）

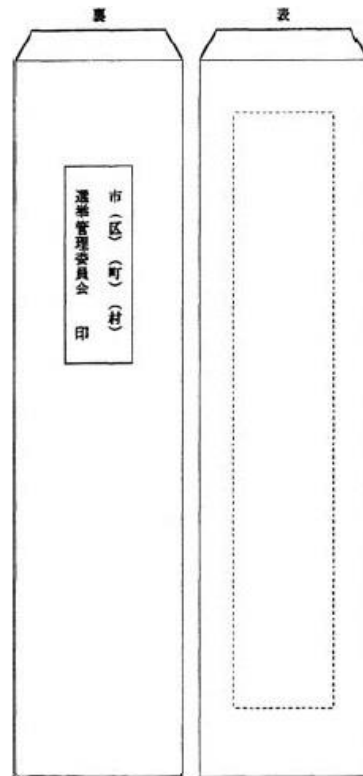
投票送信用紙等保管用封筒
交付市町村名
憲法改正案の種類
南極調査期間
交付枚数
交付年月日

受信日時 (投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分)	(投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分) 市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印
--	---

別記第五十三号様式（南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式）（第五十条関係）

- 備 考
- 1 受信用紙は、投票送信用紙の投票記載部分及び必要事項記載部分をそのままの大きさで受信できるものでなければならない。
 - 2 受信用紙は、投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を直接外部から見る事ができないように覆いを設けられるように調製しなければならない。
 - 3 投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分は、通常用いられている投票用紙と同様の紙質及び外観を有するものでなければならない。
 - 4 投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分には、投票送信用紙の賛成又は反対の文字に○を記載する欄を受信すべき部分と重ならないように、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印をあらかじめ押しておかなければならない。
 - 5 受信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十九号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙の様式）の備考四及び五に準ずる。

別記第五十四号様式（南極調査員の不在者投票における投票用封筒の様式）（第五十一条関係）



備考

- 一 投票用封筒に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十九号様式（南極調査員の不在者投票における投票用紙の様式）の備考四及び五に準ずる。
- 二 投票用封筒の表面には、投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分をはり付けなければならない。

別記第五十五号様式(期日前投票所投票録の様式) (第五十五条関係)
何年何月何日
執 行
国民投票期日前投票所投票録(二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類)

1 期 日 前 投 票 年 月 日	何年何月何日					
2 期日前投票所設置の状況						
(1) 期日前投票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)					
(2) 期日前投票所を設ける期間	何年何月何日から何年何月何日まで					
3 投 票 立 会 人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び事由
(1) 市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由 何々
(2) 投票管理者の選任した者			(参 会 時 刻)			
			(参 会 時 刻)			
4 期 日 前 投 票 所 開 閉 時 刻	午前何時開始		午後何時閉鎖			
5 投 票 の 状 況	投 票 者			仮投票による投票者		
	(男)					
	(女)					
	(計)					

(1) 投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)			
(2) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)			
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)			
(4) 点字により投票をした者	人			
(5) 代理投票	投票人	補助者		
	(氏名)	(氏名)	(氏名)	
	代理投票者数 人			
(6) 投票拒否の決定をした者		投票人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無
	日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否			
	日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の投票の拒否			
6 期日前投票所事務従事者	総数 何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者	何人 何人 何人

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏 名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏 名
投票立会人 氏 名

備 考

- 1 この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。
- 2 投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 3 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載しなければならない。
- 4 投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 5 署名をする投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
- 6 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式(投票録の様式)その一の備考11に準ずる。

不在者投票に関する調書（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

何投票区

1 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第67条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備 考
2 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第68条の規定により他の市町村で投票用紙及び投票用封筒の交付を受けて投票した船員			人	備 考
3 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第77条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備 考
4 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第81条第6項の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備 考
5 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第82条第7項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員			人	備 考
6 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第82条の3第3項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員			人	備 考
7 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第82条の4第1項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員			人	備 考
8 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第85条第3項において準用する同令第82条第7項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した者			人	備 考
計			人	
9 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日		備 考
(氏 名)				
(氏 名)				
計				

何年何月何日調製

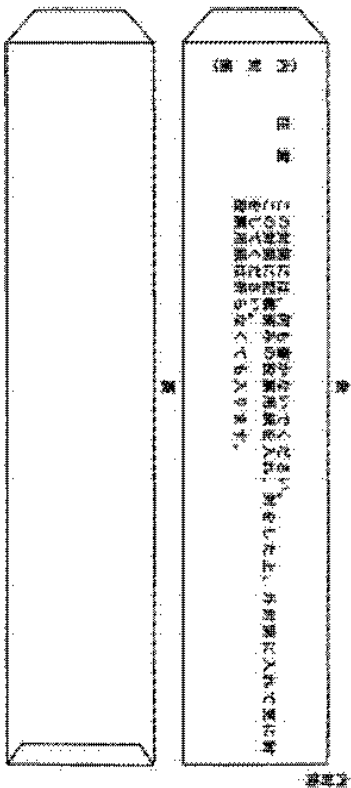
都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

備 考

- 1 令第67条、第68条、第77条又は第81条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者のうちに期日前投票所において法第63条の規定による仮投票を行った者がある場合には、その者の氏名を1の欄、2の欄、3の欄又は4の欄の「備考」欄に記載すること。
- 2 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

Figure 6

[illegible]



備 考

- 1 令第52条第1項から第3項までの規定を準用する令第95条第4項の場合においては、外封筒の表面下段に代理記載人の氏名を記載しなければならない。
- 2 在外公館の長は、令第95条第3項又は第4項の規定により投票をした者については、外封筒の裏面の「代理投票」の□にシを貼なければならない。
- 3 在外公館の長は、令第103条第1項の規定により読み替えて適用される令第92条第2項（不在者投票の投票用紙等の返還）又は令第104条第2項（郵便等による在外投票の投票用紙の返還）の規定により投票用紙等を返還した者については、令第94条第3項の規定により投票用紙等を交付しようとする場合においては、外封筒の裏面の「投票用紙等の返還あり」の□にシを貼なければならない。
- 4 中央選挙管理会の印は、刷込み式にすることができる。

別記第五十八号様式（令第一百一条第一項の規定による在外投票用封筒の様式）（第五十七条関係）

[illegible]

別記第五十九号様式（令第九十四条第一項及び第一百一条第一項の規定による投票用紙等請求書の様式）（第五十八条関係）
その一（在外公館等における在外投票用の投票用紙等請求書）

投票用紙等請求書

（在外公館等における在外投票）

日本国憲法の改正手続に関する法律第62条第1項第1号の規定により、何年何月何日執行の国民投票において、在外投票を行いたいので、同法施行令第94条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

年 月 日

氏 名	
在外投票人証又は在外選挙人証の交付番号	在外投票人証／在外選挙人証

何在外公館の長 あて

注 意

- 1 「 年 月 日」には、投票用紙等を請求する日を書いてください。
- 2 「氏名」欄には、在外投票人証又は在外選挙人証に記載されている氏名を正確に書いてください。
- 3 在外投票人証又は在外選挙人証を必ず提出又は提示してください。
- 4 旅券（所持していない場合は在外公館の長の求める身分証明書等）をあわせて提示してください。

やの（署名等）を付すに於ては、在外公館の長の求めるところに従うこと。

投票用紙等請求書
（郵便等による在外投票）

日本国憲法の改正手続に関する法律第62条第1項第2号の規定により、何年何月何日執行の国民投票において、在外投票を行いたいので、同法施行令第101条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

年 月 日

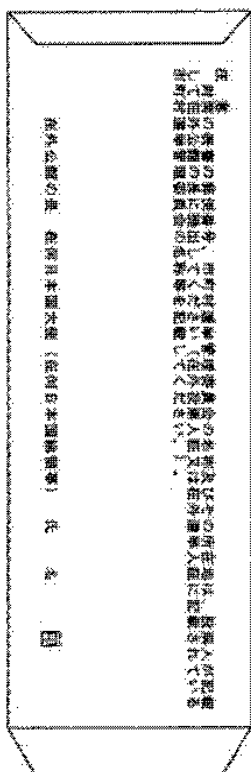
氏 名	
署 名	
在外投票人証又は在外選挙人証の交付番号	在外投票人証／在外選挙人証

市区町村 選挙管理委員会委員長 あて

注 意

- 1 「 年 月 日」には、投票用紙等を請求する日を書いてください。
- 2 「氏名」欄には、在外投票人証又は在外選挙人証に記載されている氏名を正確に書いてください。
- 3 「署名」欄は、必ず自分で書いてください（在外投票人名簿登録申請時又は在外選挙人名簿登録申請時の署名を書いてください。）。
- 4 在外投票人証又は在外選挙人証を必ず同封してください。
- 5 投票用紙等は、在外投票人証又は在外選挙人証の「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付され、在外投票人証又は在外選挙人証の「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、在外投票人証又は在外選挙人証に記載されている住所に送付されます。
- 6 在外投票人証又は在外選挙人証に記載されている住所又は住所以外の送付先が住所又は在留届の緊急連絡先と異なる場合は、あらかじめ住所を管轄する在外公館まで変更の届出を行ってください。
- 7 投票用紙等の送付先を変更する場合は、在外投票人証又は在外選挙人証とともにあらかじめ住所を管轄する在外公館まで届け出てください。
- 8 「 市区町村選挙管理委員会委員長」には、あなたの在外投票人証又は在外選挙人証を発行している市区町村選挙管理委員会委員長の名称（在外投票人証又は在外選挙人証に記載されている市区町村選挙管理委員会委員長の名称）を書いてください。

図 1



1 寸法の単位は、ミリメートルとする。

- 2 郵便番号記入枠は、上図の位置に表示しなければならぬ。
- 3 あて名は、封筒の端辺から所定の間隔を空けて点線の内側に記載しなければならぬ。
- 4 封筒の右上部の「〒」の位置は切手等を貼り付ける位置なので、あて名等は記載してはならぬ。
- 5 封筒の表面の投票が在中する旨の記載は、朱書きしなければならぬ。

別記第六十一号様式(在外公館等における在外投票に関する調書の様式)(第六十一条関係)
(二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類)
在外公館等における在外投票に関する調書

何在外公館（何出張駐在官事務所）

区 分		人 数 等		備 考
1 総務大臣から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒 (イ)	投票用紙	投票用封筒		
	枚	組		
2 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第94条第1項の規定による申請により投票用紙及び投票用封筒を交付した者 (ロ)	人		$\left[\begin{array}{c} \text{うち投票者} \\ \text{人} \end{array} \right]$	
3 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者			人	
4 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第104条第2項の規定により郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者 (ハ)			人	
5 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第103条第1項の規定により読み替えて適用される同令第92条第2項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者			人	
6 残余の投票用紙及び投票用封筒 (イ－ロ＋ハ)	投票用紙	投票用封筒		
	枚	組		

何年何月何日調製
在外公館の長 在何日本国大使(在何日本国総領事) 氏 名 印

備考

- 1 憲法改正案が二以上ある場合にあっては、憲法改正案の種類ごとに別葉に調製することとし、表左上に憲法改正案の種類を記載しなければならない。
 - 2 表右上の記載については、在外公館等投票記載場所が在外公館以外の場合は、その名称(例：何総領事公邸、何出張駐在官事務所)を在外公館名の右欄に()書きで記載しなければならない。
 - 3 「1 総務大臣から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒」欄の「投票用紙」欄及び「投票用封筒」欄には、外務大臣を経由して(他の在外公館の長を経由する場合を含む。)交付を受けたものの数の計から、他の在外公館の長に送付したものの数の計を引いた数を記載しなければならない。
 - 4 外務大臣を経由して(他の在外公館の長を経由する場合を含む。)投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合又は他の在外公館の長に投票用紙及び投票用封筒を送付した場合は、その都度「1 総務大臣から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒」欄の「備考」欄に交付を受けた又は送付した相手方の名称及びその数を記載しなければならない。
 - 5 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者がいる場合は、「3 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者」欄の「備考」欄にその者の氏名を記載しなければならない。
 - 6 投票用紙及び投票用封筒を返還した者がいる場合は、「4 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第104条第2項の規定により郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者」欄又は「5 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第103条第1項の規定により読み替えて適用される同令第92条第2項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者」欄の「備考」欄にその者の氏名を記載し、返還後、令第94条第1項の規定による申請により行った投票用紙及び投票用封筒の交付等については「2 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第94条第1項の規定による申請により投票用紙及び投票用封筒を交付した者」欄の「人数等」欄に記載しなければならない。
 - 7 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式(投票録の様式)その一の備考11に準ずる。
-

別記第六十二号様式（在外投票に関する調査の様式）（第六十三条関係）
在外投票に関する調査（二以上の憲法改正案がある場合にあつては、憲法改正案の種類）

1 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第94条第1項の規定による申請により在外公館等で投票用紙及び投票用封筒の交付を受けて投票した者	人	備考	
		備考	
2 (1) 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第101条第1項の規定による申請により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人
(2) (1)のうち日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第104条第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒を返還した者	人		
① うち市町村の選挙管理委員会の委員長に返還した者	人		
(氏 名)			
(氏 名)			
② うち在外公館の長に返還した者	人		
計	人	人	
3 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日	備考
(氏 名)			
(氏 名)			
計			

備考

- 1 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第101条第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人で市町村の選挙管理委員会の委員長又は在外公館の長に投票用紙及び投票用封筒を返還した者がいる場合は、「2(2)」欄にその者の氏名及びその数を記載しなければならない。
- 2 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第67条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人で市町村の選挙管理委員会の委員長に投票用紙及び投票用封筒を返還した者が、返還後、令第101条第1項の規定による申請を行った投票用紙及び投票用封筒の交付等については「2(1)」欄に記載しなければならない。

別記第六十三号様式(在外投票人の不在者投票に関する調書の様式)(第六十四条関係)
在外投票人の不在者投票に関する調書(二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類)

1(1) 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第67条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者 人	備 考
(2) (1)のうち日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第103条第1項の規定により読み替えて適用される第92条第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒を返還した者	人		
① うち市町村の選挙管理委員会の委員長に返還した者	人		
(氏 名)			
(氏 名)			
② うち在外公館の長に返還した者	人		
計		人	
2 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日	備 考
(氏 名)			
(氏 名)			
計			

何年何月何日調製
都(道府県)郡(市)(区)町(村)選挙管理委員会委員長 氏 名 印

備考

- 1 この様式には、在外投票人の不在者投票に係る概略を記載しなければならない。
 - 2 令第67条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者のうちに期日前投票所において法第63条の規定による仮投票を行った者がある場合には、その者の氏名を1(1)の欄の「備考」欄に記載すること。
 - 3 令第67条の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人で市町村の選挙管理委員会の委員長又は在外公館の長に投票用紙及び投票用封筒を返還した者がいる場合は、「1(2)」欄にその者の氏名及びその数を記載しなければならない。
 - 4 令第101条第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人で市町村の選挙管理委員会の委員長に投票用紙及び投票用封筒を返還した者が、返還後、令第67条の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合には、「1(1)」欄に記載しなければならない。
 - 5 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式(投票録の様式)その一の備考11に準ずる。
-

別記第六十四号様式（指定在外投票区等における投票録の様式）（第六十五条関係）

その一

何年何月何日
執行

国民投票投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

何投票区

1	投票所開設場所	何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）							
2	投票所の変更	年	月	日	場	所	事由	告示	年月日
3	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由		
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時 ～ 午後何時		午前（後） 事由	何時何分 何々	
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)					
				(参会時刻)					
4	投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖							
5	投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派 氏名							
6	投票の状況	投票人名簿登録者	投票当日有権者	投票者	投票所における投票者 (在外投票人を除く。)		不在者投票者 (在外投票人を除く。)		
					総数	仮投票による投票者	総数	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数
		(男)							
		(女)							
(計)									
(1)	投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)							
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)							
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)							
(4)	点字により投票をした者	人							
(5)	代理投票	投票人	補助者						
		(氏名)	(氏名)		(氏名)				
		代理投票者数 人							
(6)	投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の投票	投票総数	票	内	受理と決定したもの 不受理と決定したもの				票
		不受理又は拒否の決定を受けた者							
		不受理の決定を受けた者	(氏名)						
		代理投票の拒否の決定を受けた者 (氏名)							
(7)	投票拒否の決定をした者			投票人の氏名	拒否の事由		仮投票の有無		
		日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否							
		日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否							
7	在外投票人の投票の状況	在外投票人名簿登録者		投票当日有権者		投票者（イ＋ロ＋ハ）			
		(男)							
		(女)							
		(計)							
		投票所における投票者 (在外投票人に限る。)		不在者投票者（在外投票人に限る。)		在外投票者			
		総数 (イ)	仮投票による投票	総数 (ロ)	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数	総数 (ハ)	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数

(1)	投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第 61 条の投票	投票総数	票 内	受理と決定したもの 不受理と決定したもの	票 票
		不受理又は拒否の決定を受けた者			
		不受理の決定を受けた者		(氏名)	
		代理投票の拒否の決定を受けた者		(氏名)	
(2)	投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第 62 条の投票	投票総数	票 内	受理と決定したもの 不受理と決定したもの	票 票
		不受理又は拒否の決定を受けた者			
		不受理の決定を受けた者		(氏名)	
		代理投票の拒否の決定を受けた者		(氏名)	
(3)	備 考				
8	投票所事務従事者	総数	何人	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人
				2 市区町村の職員	何人
				3 その他の者	何人

何年何月何日調製

投票管理者（職）氏 名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏 名

投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、投票所における投票録の様式である。
- 指定投票区若しくは指定関係投票区である場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第 53 条第 3 項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載しなければならない。
- 投票人の氏名のみの記載では投票人を確認することが困難である場合は、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「投票当日有権者」には、期日前投票を行った者のうち国民投票の期日までの間に国民投票の投票権を有しなくなったものも含まれるものであること。
- 「6 投票の状況」欄は、在外投票人以外の投票人の投票の状況を記載しなければならない。
- 「6 投票の状況」欄の「投票者」欄は、投票所における投票者の総数と不在者投票者の総数の計を記載しなければならない。
- 「7 在外投票人の投票の状況」欄は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。
- 「7 在外投票人の投票の状況」欄の「投票者」欄は、投票所における投票者の総数、不在者投票者の総数及び在外投票者の総数の計を記載しなければならない。
- 在外投票人について、指定在外投票区の投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「7(3)備考」欄に、「6(1)」欄から「6(5)」欄まで又は「6(7)」欄の記載方法に準じて、記載をしなければならない。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 投票立会人を交替した場合は、引継ぎに係る書類を添付しなければならない。
- 署名をする投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
- 指定関係投票区である場合は、「6 投票の状況」欄の「不在者投票者」欄及び「6(6)」欄に斜線を引かなければならない。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する投票人がした日本国憲法の改正手続に関する法律第 61 条の規定による投票の送致を受けた場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第 53 条第 3 項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。
- 法第 69 条ただし書に規定するときにあつては、「5 投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第 23 号様式（投票録の様式）その一の備考 11 に準ずる。

その二

何年何月何日
執行

国民投票共通投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1 共通投票所開設場所					
2 共通投票所の変更	年 月 日	場 所	事 由	告 示 年 月 日	
3 投票立会人	党 派 氏 名	選任年月日	立 会 時 間	参 会 時 刻	辞 職 の 時 刻 及 び 理 由
(1) 市区町村の選挙管理委員会の選任した者			午前何時～ 午後何時		午前（後） 事由 何時何分 何々
(2) 投票管理者の選任した者			(参 会 時 刻)		(参 会 時 刻)
4 共通投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖				
5 投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党 派 氏 名				
6 投票の状況	投 票 者		仮投票による投票者		
	(男)				
	(女)				
	(計)				
(1) 投票用紙再交付者	(氏名)		(再交付の事由)		
(2) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)				
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)				
(4) 点字により投票をした者			人		
(5) 代理投票	投 票 人 (氏 名)	補 助 者 (氏 名)	人		
	代理投票者数		人		
(6) 投票拒否の決定をした者	日本国憲法の改正手続に関する法律第 63 条の投票の拒否	投票人の氏名	拒 否 の 事 由	仮 投 票 の 有 無	
	日本国憲法の改正手続に関する法律第 59 条の代理投票の拒否				
7 在外投票人の投票の状況	投 票 者		仮投票による投票者		
	(男)				
	(女)				
	(計)				
	備 考				
8 共通投票所事務従事者	総数 何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人	
			2 市区町村の職員	何人	
			3 その他の者	何人	

何年何月何日調製

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票管理者（職）氏 名

投票立会人 氏 名

投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
- 投票人の氏名のみ記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 「6 投票の状況」欄は、在外投票人以外の投票人の投票の状況を記載しなければならない。
- 「7 在外投票人の投票の状況」欄は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。
- 在外投票人について、市区町村の選挙管理委員会の指定した共通投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「7 在外投票人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「6(1)」欄から「6(6)」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならない。
- 投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
- 法第 69 条ただし書に規定するときにあつては、「5 投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第 23 号様式（投票録の様式）その一の備考 11 に準ずる。

その三

何年何月何日
執行

国民投票期日前投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1	期日前投票年月日	何年何月何日					
2	期日前投票所設置の状況						
(1)	期日前投票所開設場所	何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）					
(2)	期日前投票所を設ける期間	何年何月何日から何年何月何日まで					
3	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前（後） 事由 何時何分 何々
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)			
				(参会時刻)			
4	期日前投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖					
5	投票の状況	投票者			仮投票による投票者		
	(男)						
	(女)						
	(計)						
(1)	投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)					
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(4)	点字により投票をした者	人					
(5)	代理投票	投票人 (氏名)	補助者 (氏名)		人		
		代理投票者数		投票人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無	
(6)	投票拒否の決定をした者	日本国憲法の改正手続に関する法律第 63 条の投票の拒否					
		日本国憲法の改正手続に関する法律第 59 条の代理投票の拒否					
6	在外投票人の投票の状況	投票者			仮投票による投票者		
	(男)						
	(女)						
	(計)						
	備考						
7	期日前投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人	
					2 市区町村の職員	何人	
					3 その他の者	何人	

何年何月何日調製

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票管理者（職）氏名

投票立会人氏名

投票立会人氏名

備考

- この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。
- 投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 「5 投票の状況」欄は、在外投票人以外の投票人の投票の状況を記載しなければならない。
- 「6 在外投票人の投票の状況」欄は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。
- 在外投票人について、市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「6 在外投票人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「5(1)」欄から「5(6)」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならない。
- 投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第 23 号様式（投票録の様式）その一の備考 11 に準ずる。

別記第六十五号様式（立会人となるべき者の届出書の様式）（第六十六条関係）（令二総務令一三〇・一部改正）
開票（国民投票会、国民投票分会）立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所 都（何道府県） 何郡（市） 何町（村） 字何（町） 何番地
氏 名

何年何月何日生

何年何月何日執行 国民投票（憲法改正案の種類）

立会いすべき開票区（国民投票会、何国民投票分会） 何開票区（国民投票会、何国民投票分会）

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

代表者 氏 名

選挙管理委員会委員長（国民投票長、国民投票分会長） 氏 名あて

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第六十六号様式（立会人となることの承諾書の様式）（第六十六条関係）（令二総省令一三〇・一第百五号）

承諾書

何年何月何日執行の国民投票における開票（国民投票会、国民投票分会）立会人となるべきことを承諾します。
何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地

氏 名

政党その他の政治団体の名称 代表者 氏 名 あて

別記第六十七号様式（開票録の様式）（第六十七条関係）

何年何月何日

執 行

国民投票開票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

何開票区

1 開 票 所 開 設 場 所	何市(区)役所 (何町村役場) (何の場所)				
2 開 票 立 会 人	党	派	氏 名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及び事由
(1) 届 出 に よ る 者					午 前（後）何 時 何 分 事 由 何 々
(2) 市区町村の選挙管理委員会の選任した者					
(3) 開票管理者の選任した者					
3 開 票 所 開 閉 時 刻	何年何月何日午前(後)何時何分開始 何年何月何日午前(後)何時何分閉鎖				
4 拒否の決定等を受けた投票	受 理		不受理		
5 開 票 の 結 果					
(1) 投 票 の 内 訳	合計(投票総数と無効投票を合計した数)		投票総数(賛成票と反対票を合計した数)		無効投票
					無効投票率 %

(2) 無効投票の内訳	点字投票以外の投票	所定の用紙を用いないもの		○の記号以外の事項を記載したもの		○の記号を自書しないもの		賛成の文字を囲んだ○の記号及び反対の文字を囲んだ○の記号をともに記載したもの	
		賛成の文字又は反対の文字のいずれを囲んで○の記号を記載したかを確認し難いもの				白紙投票			
	点字投票	所定の用紙を用いないもの		賛成の文字又は反対の文字のほか、他事を記載したもの		賛成の文字又は反対の文字を自書しないもの		賛成の文字及び反対の文字をともに記載したもの	
		賛成の文字又は反対の文字のいずれを記載したかを確認し難いもの				白紙投票		単に雑事を記載したもの	
	(3) 点字投票		票						
(4) 賛成及び反対の得票数		賛成				反対			
		票				票			
6 開票事務従事者		総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者				何人 何人 何人

何年何月何日調製

開票管理者(職) 氏 名

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人	氏 名
開票立会人	氏 名
開票立会人	氏 名

備考

この様式に掲げる事項のほか、開票管理者において、開票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

別記第六十八号様式(国民投票録の様式)(第六十七条関係)

何年何月何日

執 行

国民投票録(二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類)

1 国民投票会開設場所	何の場所			
2 国民投票会立会人	党 派	氏 名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及び事由
(1) 届出による者				午前(後)何時何分 事由 何々
(2) 国民投票長の選任した者				
3 国民投票会開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開会 何年何月何日午前(後)何時何分閉会			
4 国民投票の結果				
(1) 投票の内訳	合計(投票総数と無効投票を合計した数)	投票総数(賛成票と反対票を合計した数)	無効投票	
			無効投票率 %	
(2) 無効投票の内訳	白紙投票		その他	
(3) 賛成及び反対の得票数	賛 成		反 対	
	票		票	
5 国民投票会事務従事者	総数 何人 内	1 総務省の職員 2 その他の者		何人 何人

何年何月何日調製

国民投票長(職)	氏	名
我々は、この国民投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。		
国民投票会立会人	氏	名
国民投票会立会人	氏	名
国民投票会立会人	氏	名

備考

- 1 国民投票分会録は、この様式に準じて国民投票分会長が調製するものとする。
- 2 この様式に掲げる事項のほか、国民投票長において、国民投票会に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。
この場合においては、補助用紙を使用することができる。